

午後 第2会場

(大講義室)

図書館サービスに対する住民意識に影響する属性について

～平成 26 年新宿区区民意識調査の結果と分析～

藤牧功太郎[†]

[†] 新宿区立中央図書館 kotaro.fujimaki@city.shinjuku.lg.jp

平成 26 年の新宿区区民意識調査の調査項目に取り上げられた図書館サービスに関する設問の回答と居住地、性別など 8 項目の回答者属性との関係を χ^2 検定で調べた。回答と回答者属性の関係は、いずれも有意に関連している。特に、ライフステージ、職業、居住年数が多い設問項目の回答に影響を及ぼす属性であった。

1. はじめに

公立図書館において、図書館サービスの計画立案や改善を図る上で、利用者のニーズや住民の図書館に対する意識を把握することは重要である。こうした意識調査は、過去から、図書館ごとの来館者、利用者調査、他の調査項目も含めた地方自治体で行われる住民意識調査、複数の自治体や全国レベルで行われる意識調査が行われている。

新宿区は、「新宿立図書館基本方針」の改定と、これに基づく各館ごとの「サービス計画」の策定（平成 27 年度改定、策定予定）に取り組んでいる。これに資する目的で、平成 26 年に、「新宿区区民意識調査」の特集調査のひとつとして、「図書館サービス」を取り上げて意識調査を実施した。

自治体の住民意識調査は、対象が自治体区域の住民に限定される反面、図書館の未利用者も対象としていること、また、回答者の属性の設問が多項目にわたり用意できる利点がある。

本稿は、この区民意識調査の回答結果と、回答者属性の関係を χ^2 検定により明らかにし、図書館サービスへの住民意識に影響する要因を考察する。

2. 新宿区と区立図書館の概況

はじめに、新宿区立図書館の概況を以下に示す。

事 項	統計値	備考
新宿区住基人口	324,669 人	内外国人 33,815 人 ¹⁾
新宿区面積	18.23 km ²	10 特別出張所
区立図書館数	11 館	中央館1 こども館1 地域館8 分室1
延床面積合計	12,655 m ²	図書館用途の床面積
所蔵資料合計	943,722 点	視聴覚等を含む H26.4.1
年間貸出合計	2,399,781 点	同 上
登録者数(住民)	66,332 人	H26.4.1 現在
年間来館者数	1,748,648 人	平成 25 年度実績
年間開館日数計	3,099 日	平成 25 年度実績

1) 東京都総務局「住民基本台帳による世帯と人口」H26.4.1 現在
他は新宿区立図書館年報「しんじゅくの図書館 2014」H26.9 月

3. 平成 26 年の新宿区区民意識調査

次に、本稿の対象とする新宿区区民意識調査について述べる。新宿区は、区政運営の基本となる重要課題に対する区民の意向・要望及び区民の生活意識を把握する目的で、毎年 1 回、区民意識調査を実施している。以下今回の調査の概要を示す。

表 1 区民意識調査の実施内容 1)

事 項	説 明
調査対象	新宿区全域 満 18 歳以上の在住者個人
標本数等	住基台帳より層化無作為抽出 2,500 人
調査方法	郵送法（はがき予告・再依頼各 1 回含む）
調査期間	平成 26 年 9 月 1 日～22 日
調査機関	株式会社 都市計画 2 1
回収結果	有効回収数 1,309 人 有効回収率 52.4%
調査内容	経年調査項目 ・居住意向 ²⁾ (2 問) ・生活における心配事 (1 問) ・区政への関心 (2 問) ・区政情報の入手方法 (1 問) ・区政への要望 (1 問) ・選挙 (2 問) 特集調査項目 ・新宿の都市観光 (7 問) ・ユニバーサルデザイン (6 問) ◎図書館サービス (5 問)

4. 図書館サービスに関する設問の設定

設問は、次の 3 つに大別される。①情報の取得源、②図書館の利用の有無、利用状況と利用したサービスの評価、③今後の利用意向や期待するサービス、についてである。

①は、インターネット及びその情報取得端末の普及の状況を踏まえ、情報の取得先、情報源の傾向を把握する設問として、課題別の情報取得媒体を設定した。課題の分野として、①仕事や学業の課題解決、②悩み事や困りごとの課題解決、③教養やレクリエーション、興味や関心事などの教養娯楽に関する分野、の 3 つを設定した。情報源の選択肢は、人、印刷物、テレビ等のメディア、イ

ンターネット等を設定した。

②は、図書館の利用の有無によって、以下に枝分かれし、未利用回答者は利用しない理由、利用した回答者は、利用状況と評価の設問へと進む。利用したサービスは、公立図書館の基本サービスとして、資料提供、レファレンス、文化集会、児童サービスとインターネットの資料検索・予約サービスを選択肢とし、利用したものについては、満足度を4段階で評価するものとした。

③は、①と同様に全員への設問として、今後の利用意向として、前記の基本サービスと同じ選択肢、利用したい日と時間帯、さらに、今後期待するサービスとして、最近の公立図書館の先進事例をもとに選択肢を設定した。

5. 区民意識調査の回答者属性

次に区民意識調査の回答者属性（フェイスシート）の設問及びその定義を以下に示す。

表2 回答者の属性の設問項目

属 性	選択肢の説明 〇 内は回答者数
居住地域	10.特別出張所管轄区域 四谷 (160) 笹笥町 (152) 榎町 (120) 若松町 (135) 大久保(147) 戸塚 (148) 落合第一 (137) 落合第二 (121) 柏木 (99) 角筈・区役所 (55) 無答 (35)
性別	男性 (569) 女性 (729) 無答 (1)
年代	10 歳代 (18) +20 歳代 (140) 計 (158) 30 歳代 (231) 40 歳代 (210) 50 代 (186) 60 代 (228) 70 歳代 (195) 80 歳代以上 (89) 無答 (12)
ライフステージ	独身期：40 歳未満独身者 (219) 家族形成期：子どもが就学前又はいない 40 歳未満の夫婦 (152) 家族成長前期：第一子が小中学生 (83) 家族成長後期：第一子が高校大学生 (50) 家族成熟期：64 歳以下の第一子が学校を卒業している人 (76) 高齢期：65 歳以上の人 (404) その他：40 歳～64 歳の独身者又は子どものいない夫婦(292) 無答 (33)
職業	会社員、公務員、団体職員 (451) パート、アルバイト、非常勤、派遣等 (169) 自営業・自由業 (177) 学生 (50) 専業主婦・主夫 (191) その他 (28) 無職 (219) 無答 (24)
居住年数	1 年未満 (60) 1 年以上 3 年未満 (131) 3 年～5 年 (90) 5 年～10 年 (167) 10 年～20 年 (226) 20 年～30 年 (129) 30 年以上 (465)
同居	一人暮らし (338) 同居者あり (943)
国籍	日本 (1,224) 日本以外 (69) 無答 (16)

6. 区民意識調査結果と分析のながれ

平成 27 年 2 月に公表された「平成 26 年新宿区区民意識調査」の結果から、図書館サービスに関わる設問ごとに、回答者属性の項目（8 項目）別に χ^2 検定を行う。帰無仮説（相互に影響がない）の棄却水準は、 $P=0.01$ とした。この結果を設問別にプロットして、影響関係を考察する。

7. 調査及び検定の結果

7.1 課題別の情報取得先

課題別の役立てるための情報源についての設問とその結果は次のとおりである。

設問1 課題別の情報の取得方法 (N=1,309)			
①仕事（学業）の課題解決に役立てる情報の取得方法 ②悩み事（困りごと）の解決に役立てる情報の取得方法 ③教養・レクリエーション・興味や関心事に関する情報			
回答選択肢（〇は3つまで）	①仕事	②悩み	③教養
(1)人から聞く	40.1%	58.7%	30.7%
(2)図書（書籍）	36.9%	23.9%	25.8%
(3)新聞	29.3%	13.4%	24.1%
(4)雑誌	12.7%	9.8%	28.7%
(5)行政刊行物（広報等）	9.2%	8.0%	10.2%
(6)テレビ	18.6%	13.0%	33.5%
(7)ラジオ	3.1%	2.8%	4.9%
(8)インターネット	63.6%	60.6%	62.0%
(9)フェイスブック等 SNS	6.0%	8.6%	10.2%
(10)その他	0.7%	1.0%	0.8%
(11)何も利用していない	4.0%	6.3%	1.9%
(12)無回答	11.1%	10.1%	10.1%

「インターネット」は、いずれも第1位であるが、悩みや困り事は「人から聞く」が、教養・レクリエーションは「テレビ」の割合が比較的に高い。図書館資料でもある「図書」、「新聞」、「雑誌」は、「仕事（学業）の課題解決」「教養・レクリエーション・興味や関心事に関する情報源」での割合が高い。課題によって役立てる情報取得先の傾向には、有意な差がみられた。

$$(P=0.01 \text{ df}22: 40.289 < \Sigma \chi^2 = 405.395)$$

表3 課題別の情報取得先と回答者属性の χ^2 検定結果

回答者属性	1仕事(学業)の情報取得				2悩み(困りごと)の情報取得				3教養・レクリエーション・関心事			
	df	①P=0.01	② $\Sigma \chi^2$	有意	df	①P=0.01	② $\Sigma \chi^2$	有意	df	①P=0.01	② $\Sigma \chi^2$	有意
1 居住地域	99	134.642	79.236	x	99	134.642	85.034	x	99	134.642	77.119	x
2 性別	11	24.725	8.947	x	11	24.725	17.228	x	11	24.725	16.768	x
3 年代	55	82.292	796.262	○	55	82.292	691.054	○	55	82.292	66.403	x
4 ライフステージ	66	95.626	214.821	○	66	95.626	563.570	○	66	95.626	562.672	○
5 職業別	66	95.626	690.418	○	66	95.626	516.883	○	66	95.626	277.798	○
6 居住年数	66	95.626	557.665	○	66	95.626	522.634	○	66	95.626	515.378	○
7 同居者の有無	11	24.725	31.979	○	11	24.725	10.772	x	11	24.725	16.230	x
8 国籍	11	24.725	12.886	x	11	24.725	9.912	x	11	24.725	12.508	x

回答者の属性による有意差（表中の○は有意差のあったものを示す。以下同じ）は、居住地域と性別以外は、有意な差が見られ、共通して影響し

ている属性は、ライフステージ、職業、居住年数で、いずれも分散が大きい。このことは、例えば、ライフステージでみると、独身期や家族形成期などの区分によって、情報の取得先の傾向が異なると言える。

7.2 図書館の利用

設問2 新宿区立図書館の利用状況 (〇は1つ) (N=1,309)		
①一度も利用したことがない	38.6%	設問①へ
②以前に利用したことがある	28.9%	設問②へ
③1年に1～2回程度利用している	8.3%	
④2～3か月に1回程度利用している	8.0%	
⑤一か月に1回以上利用している	9.9%	
⑥無回答	6.3%	

利用経験者は、合計 55.1%で、未利用者は、38.6%である。「一か月に1回以上利用している」のは9.9%であった。

設問2①利用しない理由 (〇はいくつでも) (N=505)	
(1)利用する目的がないから	50.5%
(2)区立図書館の場所が遠い(場所がわからない)	38.8%
(3)自分の生活時間と開館時間が合わない	19.8%
(4)期待するサービスを行っていないから	0.8%
(5)その他	9.3%
(6)無回答	1.0%

未利用者の利用しない理由の第1位は「利用する目的がない」50.5%で、次いで、「場所が遠い、場所が分からない」が38.8%である。

設問2② 利用したサービス (〇はいくつでも) 利用したサービスの評価 (〇はそれぞれ1つ)					
(1) 資料提供サービス (閲覧、貸出、複写、予約等)	88.9%				
N	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
641	39.5%	45.1%	11.9%	3.0%	0.6%
(2) レファレンスサービス (調べものの相談、案内)	13.2%				
N	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
95	43.2	41.1%	9.5%	4.2%	0.6%
(3) 文化集会サービス (講演会、映画会等)	8.2%				
N	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
59	45.8%	39.0%	11.9%	—	3.4%
(4) 児童サービス (読み聞かせ、お話し会等)	10.1%				
N	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
73	46.6%	47.9%	2.7%	1.4%	1.4%
(5) インターネットの資料検索・予約サービス	20.1%				
N	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
145	44.1%	36.6%	14.5%	4.8%	—
(6) その他	1.9%				
N	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
14	28.6%	42.9%	14.3%	14.3	—
(7) 無回答	6.3%				

利用経験者の利用したサービスは、貸出等の資料提供サービスが88.9%を占め、次いでインターネットの資料検索等が20.1%となっている。利用したサービスについての評価は、「やや満足」も含

めると約8割が満足側に回答している。一方、不満側の中では、インターネットの資料検索等が19.8%である。

表4 図書館の利用と回答者属性別の χ^2 検定結果

回答者属性	df	1利用の有無			df	2利用しない理由			df	3利用したサービス		
		①P=0.01	② $\Sigma \chi^2$	有意		①P=0.01	② $\Sigma \chi^2$	有意		①P=0.01	② $\Sigma \chi^2$	有意
1 居住地域	45	69.957	59.563	×	45	69.957	51.825	×	54	81.069	58.773	×
2 性別	5	15.086	2.052	×	5	15.086	12.829	×	6	16.812	5.421	×
3 年代	25	44.314	75.383	○	25	44.314	30.787	×	30	50.892	94.998	○
4 ライフステージ	30	50.892	164.983	○	30	50.892	61.530	○	36	58.619	97.551	○
5 職業別	30	50.892	59.892	○	30	50.892	79.243	○	36	58.619	50.930	×
6 居住年数	30	50.892	133.678	○	30	50.892	54.389	○	36	58.619	60.895	○
7 同居者の有無	5	15.086	49.216	○	5	15.086	2.755	×	6	16.812	16.835	○
8 国籍	5	15.086	21.180	○	5	15.086	18.734	○	6	16.812	66.117	○

図書館の利用の有無及び利用頻度は、居住地域、性別以外は、各属性の区分によって影響がある。利用しない理由は、ライフステージ、職業、居住年数、国籍の影響がみられる。利用した図書館サービスは、年代、ライフステージ、居住年数、同居者の有無、国籍の影響がみられる。

7.3 今後の図書館の利用意向

図書館の利用したい時間帯と特に利用したい曜日の結果は次のとおりである。

設問3①利用したい時間帯 (〇は3つまで) (N=1,309)			
平日または土曜日		日曜祝日	
午前 (9時～12時)	21.9%	午前 (9時～12時)	17.6%
午後 (12時～17時)	25.6%	午後 (12時～17時)	23.3%
午後 (17時～20時)	13.2%	午後 (17時～20時)	8.3%
夜間 (20時～22時)	19.6%	夜間 (20時～22時)	6.9%
無回答		無回答	20.2%

設問3②特に利用したい曜日 (〇は3つまで) (N=825)	
月曜日	10.8%
火曜日	9.2%
水曜日	12.8%
木曜日	8.1%
金曜日	12.2%
土曜日	32.2%
いつでもよい	47.8%
無回答	1.2%

表5 利用時間帯等の意向と回答者属性別の検定結果

回答者属性	df	1利用したい時間帯			df	2利用したい曜日		
		①P=0.01	② $\Sigma \chi^2$	有意		①P=0.01	② $\Sigma \chi^2$	有意
1 居住地域	72	102.816	56.820	×	63	92.010	58.790	×
2 性別	8	20.090	109.816	○	7	18.475	24.869	○
3 年代	40	63.691	503.150	○	35	57.342	55.523	×
4 ライフステージ	48	73.683	477.834	○	42	66.206	57.336	×
5 職業別	48	73.683	449.896	○	42	66.206	112.839	○
6 居住年数	48	73.683	245.374	○	42	66.206	42.472	×
7 同居者の有無	8	20.090	146.559	○	7	18.475	1.401	×
8 国籍	8	20.090	33.725	○	7	18.475	15.237	×

利用したい時間帯は、居住地域以外のすべての回答者属性が影響している。利用したい曜日は、性

別、職業別の影響がみられる。

設問4 今後利用してみたい(引き続き利用したい)
サービス(○はいくつでも) (N=1,309)

(1) 資料提供サービス(閲覧、貸出、複写、予約等)	73.5%
(2) レファレンスサービス(調べものの相談、案内)	17.6%
(3) 文化集会サービス(講演会、映画会等)	21.8%
(4) 児童サービス(読み聞かせ、お話し会等)	11.0%
(5) インターネットの資料検索・予約サービス	21.2%
(6) その他	2.7%
(7) 利用したいものはない	0.2%
(8) 無回答	9.3%

未利用者も含めた結果では、資料提供サービスが第1位であるが、文化集会サービスの割合が利用者のみに対して21.8%(設問2②(3)8.2%)へと大きく増えている。また、レファレンスサービスも増加しており、未利用者へのアプローチとして有望であることが伺える。

設問5 公立図書館の取組で最も期待するサービス
(○は1つ) (N=1,309)

(1) 対象別のサービスの充実 (宅配、外国語、手話等による案内等)	13.6%
(2) 貸出の利便性の向上 (身近な場所での予約資料の受け取り)	28.0%
(3) 電子書籍、音楽配信などインターネットを活用した貸出・閲覧サービス	21.2%
(4) 仕事やくらしの課題解決支援サービス	11.2%
(5) 情報活用能力を養うサービス (講習会、情報活用プログラムの提供等)	2.7%
(6) まちづくり活動の支援サービス	2.3%
(7) 地域資料を活用した観光や地域振興	4.2%
(8) その他	1.8%
無回答	15.0%

期待するサービスでは、サービスポイントの設置など貸出の利便性向上、インターネットを活用した資料提供、高齢や障害など対象に応じたきめ細かなサービスが期待されている。

表6 利用意向と回答者属性別の χ^2 検定結果

回答者属性	df	1利用したいサービス			有意	df	2期待するサービス			有意
		①P=0.01	② χ^2				①P=0.01	② χ^2		
1 居住地域	63	92.010	52.036	×		72	102.816	263.595	○	
2 性別	7	18.495	19.116	○		8	20.090	204.527	○	
3 年代	35	57.342	373.593	○		45	69.957	270.764	○	
4 ライフステージ	42	66.206	396.973	○		48	73.683	243.491	○	
5 職業別	42	66.206	126.894	○		48	73.683	193.572	○	
6 居住年数	42	66.206	152.029	○		48	73.683	137.320	○	
7 同居者の有無	7	18.475	21.863	○		8	20.090	39.928	○	
8 国籍	7	18.475	16.430	×		8	20.090	59.037	○	

今後の利用意向は、居住地域以外はすべての回答者属性が影響している。また、期待するサービスは居住地域も含めすべての属性が影響している。

8 考察

課題別の情報取得先では、インターネットは6割台、図書・新聞・雑誌で5割以上、人から聞くが3割以上と、それぞれが利用されている。図書館利用経験者は5割以上で、貸出等資料提供が最も利用されている。回答者属性の関連では、高頻度の利用層は家族成長前期が最も多い。図書館を一度も利用したことのない層は4割近くで、未利用者は、独身期、家族形成期、高齢期が最も多い。今後の利用意向は、未利用者を含めると集会行事の割合が2割以上に増加している。回答者属性の各項目ともに同じ傾向を示しているが、児童サービスは家族形成期で4割以上の利用意向がある。期待するサービスは、インターネットと関連する電子書籍等の提供、身近な場所の資料提供など「非来館型」のサービスへの期待が強いことが伺える。

図書館サービスの住民意識に影響する属性は、ライフステージ、職業、居住年数が6項目で、年代、同居の有無、国籍が5項目で、性別は4項目で、居住地域は1項目で、有意に関連していた。なかでも、ライフステージの属性は、回答選択肢との関連でいずれも χ^2 値が大きい。椿・椎名・齋藤は、構造方程式モデリングにより、時間的・金銭的余裕、本の選好、家族構成を主としたモデル化を行い、潜在的な図書館利用のタイプの分析を行っている。4) ライフステージは、就労や同居の有無、年代、との関連が強いと推察され、モデル化に有望であると考えられる。

9 まとめ

新宿区区民意識調査の図書館サービスの回答と回答者属性の関係は、いずれも有意に関連している。特に、ライフステージ、職業、居住年数が多くの項目に影響を及ぼす属性であった。

謝辞 区民意識調査の実施及びデータのご提供をいただいた新宿区長室広聴担当課に感謝申し上げます。

引用・参考文献

- (1) 新宿区区長室広聴担当課「平成26年度 新宿区区民意識調査」2015(平成27年).2月
- (2) 大串夏身「図書館サービスの利用と評価」青弓社.1989年
- (3) 森耕一編 森耕一、川崎良孝、糸賀雅児、森実著「図書館サービスの測定と評価」日本図書館協会.1994年
- (4) 椿美智子、椎名宏樹、斎藤誠一「市立図書館利用の構造と潜在クラス」日本図書館情報学会誌54(2) p71-96 200

地方自治体による公共図書館行政のガバナンスにおける「住民間の討議」

荻原幸子（専修大学）ogiwara@isc.senshu-u.ac.jp

民主的な公共図書館行政の実現に向けて、「住民間の討議」を規範モデルとするガバナンスの可能性を追究する一環として、「図書館づくり住民団体」による討議の状況を把握した。熟議民主主義論に基づく6つの観点から、関連文献の記述内容を分析した結果、必要とする専門知識を能動的な学習活動により獲得していることや、議員対して時間や労力をかけて意思を伝達している状況などが明らかになった。一方で、具体的な討議の過程についての実態調査の必要性を指摘した。

1. 研究の背景と目的

地方自治体における公共図書館行政（以下「図書館行政」）は、地域住民（以下「住民」）の要望や意思・意向（以下「意思」）を尊重し反映することが規範とされる。そして、このような民主的な図書館行政を実質的に実現するためには、様々な意思決定のガバナンスが求められる。これまでの図書館行政におけるガバナンス論では、図書館の利害関係者である住民に対して、情報公開や説明責任等による説得を通じて「納得」や「理解」を得ることが、そのあるべき姿として示されており¹⁾、その重要性は言うまでもない。ただし、これまでの議論はいずれも行政（首長部局、教育委員会、図書館）を対象としており、相対する住民のあり方については、十分に議論されているとはいえない。図書館行政に住民意思が尊重・反映されるために、住民はどうあるべきなのだろうか。

そこで本研究では、図書館行政のガバナンスにおける住民のあり方として、「住民間の討議」を規範モデルとする可能性を追究することを目的とする。「住民間の討議」を規範とする理由は、次の3点である。

1) 住民参加論（行政学）における、田村²⁾による住民関与の状況を表す9段階モデルの「⑤審議、⑥討議」レベルには、行政からの説明を受けて「納得」「理解」に至る住民の状況を想定することが妥当であること。

2) 特に近年の住民参加論（行政学）では、“住民のニーズや価値観の多様化が一層進む今日の状況（多価値化した現代社会）にふさわしい”参加手法として“異なる意見を調整しつつ問題意識を共有化し、合意形成を図っていく”ことを特徴とする「市民会議」が注目されており、図書館行政のガバナンスにおいても、住民の

“ニーズや価値観の多様化”をふまえた検討が必要であること。

3) さらに、指定管理者制度の導入に反対する意見が各地の住民から発せられるなど、行政改革下の図書館行政に対して、住民が必ずしも「納得」していない状況が生じていることである。高橋³⁾は、PFI、指定管理者制度、市場化テストなどの近年の公共サービス改革に対する批判を、“あるサービスを強く支持する立場と、それについて経費削減を重視する立場との、いわゆる文化的な「捉え方」の違い”であるとし、何を重視すべきかは、専門家ではなく、一般市民が地域の実情を踏まえて、対話的に（開かれた話し合いの中で）合意可能な判断をしていくべきであるとする。嶋田⁴⁾も武雄市図書館に関して、これまでよりも多くの、特に図書館の専門家以外の人々も図書館を話題にするようになっており、“図書館の本質やあるべき姿について、市民的な議論の場をつくるチャンスが到来しているのではないか”と述べる。これらの見解は、行政改革下での図書館行政のガバナンスにおける「住民間の討議」の必要性を指摘するものといえる。

本論では、図書館行政に住民意思を反映することを目的として任意で組織される「図書館づくり住民団体」を対象として、「住民間の討議」の状況を把握することを主眼とする。まず、熟議民主主義（政治学）にもとづき、討議の状況を把握するための観点を提示する。次に、住民団体の活動を表す文献の記述内容から、討議の状況を明らかにする。

2. 熟議民主主義論の論点にもとづく観点の設定

2.1 熟議民主主義論の論点

熟議民主主義論とは、“人々の間の理性的な熟

慮と討議、すなわち熟議を通じて合意を形成することによって、集合的な問題解決を行おうとする民主主義の考え方”⁵⁾であり、その理論的な特色は、以下の3つの論点にあるとされる。

①選好の変容

選好の変容は、熟議過程における「理由の交換」を通して、参加者が“当初持っていた選好をより妥当な理由の受容を通じて〔中略〕修正していくことによって起こる”⁶⁾ものであり、“そうした選好の相互修正を可能にし、それを促す点に熟議のもっとも重要な意義がある”⁷⁾とされる。「選好の変容」は、熟議民主主義論の最も主要な論点である。

②合意の状態

熟議による参加者間の「合意」について、例えばガットマンとトンプソンは、受容できるような決定に到達するよう参加者が互いに説得を続けることが、この理論の中心概念であり、少なくとも部分的ないしは暫定的な合意が得られることで十分であると考え⁸⁾。齋藤は、合意を形成しようとする熟議の過程は、同時に「非合意」の所在を明らかにしていく過程でもあると指摘する⁹⁾。すなわち、合意の「暫定性」や「非合意」は容認される。

③意思決定との関係

合意の暫定性や非合意の容認は、「熟議と意思決定との関係」という論点を提起する。この点について熟議民主主義論者の多くは、民主主義のプロセスを、政治システムにおける民主的な手続きにより規制される「決定志向の審議」と、制度化された手続きに規律されない「公共圏における非公式な意見形成過程」とに区別し、両者の「協働（相互作用）」が「決定志向の審議」を民主的なものにするという、ハーバーマスの「二回路モデル(two-track model)」に依拠している。前者は、議会やその他の委員会、裁判所など、後者は市民社会における熟議が該当する。田畑⁸⁾は、決定の圧力から解放された「公共圏における意見形成」の場において発見された問題が「決定志向の審議」の場で議題として扱われ最終的な決定に至る一連の流れが熟議民主主義であると解説する。

これらの理論を、公共政策の検討や決定において実現する具体的な構想として、無作為抽出等により選出された市民(mini-publics)による

討議の手法(計画細胞、討論型世論調査、コンセンサス会議、市民陪審制など)が、実施経験を重ねつつ議論されている⁹⁾。各手法の概要や特徴は、「参加者の選出(無作為抽出か、公募か)」「(テーマに関する)専門知識の参加者への提供」「討議の進行・手順(どのように進めるか)」「討議の結果(成果)と意思決定主体との関係」「アウトリーチ(参加者以外の人々との関係)」などから表すことが可能であるため、これらの5点を実践に関する論点として提示する。

2.2「住民間の討議」を把握する観点

先に挙げた熟議民主主義論の論点をもとに、「住民間の討議」の状況を把握する観点として、以下の6点を設定した。

- 1) 参加者：どのような住民が、討議に参加しているのか
- 2) 専門知識の獲得：参加者は、討議のテーマに関する専門知識をどのように獲得するのか
- 3) 討議の過程：討議はどのように進められるのか、及び、討議過程における「理由の交換」や「選好の変容」の状況
- 4) 合意の状態：討議による合意の「暫定性」や「非合意」の状況
- 5) アウトリーチ活動：参加者以外の住民とのコミュニケーションの状況
- 6) 意思決定主体への伝達：市民社会(公共圏)において形成された意見(合意・住民意思)は、首長、議会、教育委員会等の意思決定主体にどのように届けられるのか

各観点の相互関係を図1に示す。

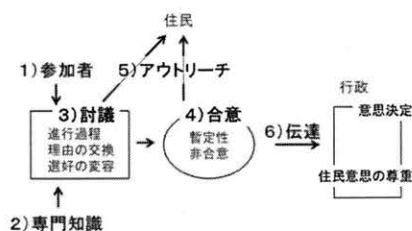


図1「住民間の討議」を把握する観点

3.「図書館づくり住民団体」における「住民間の討議」の状況

図書館関連の文献(図書・雑誌)に表された、1980年代以降の図書館づくり住民団体(以下「住民団体」)の活動に関する記述内容から、「住民間の討議」の状況を把握した。文献に表され

た39団体の活動を時系列に整理すると、1990年代までの活動のテーマは主に、新館建設や既存施設の改修、分館設置等の「図書館設置・建設」であり、2000年以降は指定管理者制度の導入などの行政改革による「運営形態」であった。この点をふまえつつ、先に設定した6つの観点にもとづく討議の状況を以下に示す¹⁰⁾。

3.1 参加者

討議の参加者に相当するのは、住民団体の構成員であり、参加は任意である。「図書館設置・建設」に関しては、おおむね文庫活動に関わりのある主婦ら、もしくは、読み聞かせの活動や親子読書会などに関わりのある住民が主体となっているが、“公民館主催の婦人教室を通して知り合った仲間達”や“市の態度にしぶれを切らした市民”など、文庫等の活動以外の立場の住民が団体を発足し活動する状況も把握される。「運営形態」に関しては、図書館友の会などの既存の住民団体の他に、行政の政策動向が明らかにされた直後に、新たな住民団体が発足されるという状況も見出された。前者の構成員は一般には継続的に図書館に関心を寄せる住民であるといえるが、後者については、文献の記述の限りでは把握することができない。

3.2 専門知識の獲得

対象とした全ての住民団体の活動において、すなわち「図書館設置・建設」「運営形態」のいずれの活動においても、学習会、講演会、図書館見学会等の実施について記述されている。従って討議の参加者（住民団体の構成員）は、これらのいわゆる「学習活動」によって、図書館に関する専門知識を獲得している。さらに、“市は[図書館を]どのように位置づけているのか、何を文化と考えているのか知りたいと、2～3年にさかのぼって議事録を手分けして読むことにした。”や、“PFIについては、[中略]“PFI”とつくセミナーを見つけては参加するなど、会独自で勉強してきました”など、活動に必要な専門知識が何かを自発的に見出しながら、能動的に学習を行っている状況を把握することができる。また、“まずは自分たちで図書館について勉強することが大切と思い”や、“[団体の]発足式と同時に伊藤松彦先生[中略]を講師として”、

“[生涯学習部が首長部局に移管するらしいという情報が入った際に]緊急学習会を持ちました”などからは、専門知識の獲得から活動を開始している状況を捉えることができる。

3.3 討議の過程

参加者間での討議の状況については、“[月1回の定例会は]喫茶店などに集まりざっくばらんなおしゃべりを行っています、会員相互の共通理解を得るための話に花が咲くと長時間に及びます”や、“移転問題については、意見が会員によって賛同と新築に分かれており、それぞれの方向性を尊重しながら[中略]毎月2回、3回と集まりを持ち、[中略]多数の意見を出しあい、十分話し合いを重ね”などと表されている。ただし、討議がどのように進められているか、「理由の交換」の状況が見出されるか、などの具体的な状況を把握することはできない。また、“[団体としては単独施設を望んでいたが、行政が複合施設と決めたことについて]会のなかで議論沸騰し、苦しい選択でしたが、複合館の中に図書館の建設、止むなしという結論に達しました”や、“[指定管理者の運営を打診され、]営利を目的とする民間企業に任せるくらいなら、自分たちで図書館の運営を探りながら引き受けようという結論”に至って以降、“情報を共有し、話し合いを重ねる”過程で、“指定管理者制度の持つ問題点がいくつもあがってき”たために、最終的には辞退したという記述内容は、住民団体の（集合的な）選好の変容を表すものといえる。しかしながら、熟議民主主義論が主眼とする個人の「選好の変容」の状況は把握することができない。

3.4 合意の状態

例えば、“[市長の依頼により]メンバーで検討した現状と課題・解決方策の提言書を、市長、教育長に提出しました”や“私たちの考える中央図書館構想[中略]をつくって目黒区に提出しました”などの記述に示される住民団体による図書館構想は、首長や議会等に提出された陳情書や要望書の内容とともに、参加者の討議を経た「合意」に相当するものとして捉えることができる。ただし、討議過程の具体的な状況が表されていない限りにおいては、合意の暫定性

や非合意の状況も把握することはできない。

3.5 アウトリーチ活動

住民団体の構成員以外とのコミュニケーションとしては、講演会の開催、チラシの配布の他に、“請願書への署名をお願いしながら多くの市民と話し続けました”と記される請願や陳情に伴う署名活動、さらには、アンケート調査や公開質問状なども相当するといえる。

特に「運営形態」に関しては、“[指定管理者制度の導入を]ほんの一握りの市民しか知らないで、多くの市民に知ってもらうために「チラシ」作りから始め、機会ある毎に配布しました。”や、“まだほとんどこの問題を知らされていない市民に、図書館の前や街頭でシンポジウムのチラシを配りながら図書館民営化の危機を訴えました。”など、政策を「知らない」住民に「知らせる」ことを主眼としている。また、“図書館は本が借りられればそれでいい、とする意見もまだ多数だからです。”や、“図書館の委託に反対しようと呼びかけても、なかなか理解してもらおうのがむずかしいと思います。”、“「図書館の大事さはわかっているつもりでも、図書館のことは難しそうで…」とおっくうがる人が多い”など、その問題意識において、構成員以外の住民とのギャップを認識している状況を把握することができる。

3.6 意思決定主体への伝達

首長や議会、教育長宛の陳情書、請願書、要望書等の提出が一般的である。その他にも、これらの文書や「市民の図書館政策」などの住民団体が独自に作成した文書を首長等に直接手渡すため、あるいは“市長に改めて感謝の意を表するため”、“新館長を表敬訪問”など、様々な面談の機会を設定してその意思を直接伝える取り組みが行われている。申請に応じて首長や館長らが住民（団体やグループ）と意見交換をする制度も活用されている。特に議員に対しては、“各会派の議員にお会いし”や、“個別に話を聞いてもらい”、“一人一人と面会し”など、時間や労力を費やしている状況を捉えることができる。“何事も議員に理解していただくことが大切であることを痛感しました”という記述もあった。また、“小冊子を発行して配布”“シンポジ

ウムの案内”を送るなど、関連資料の配布を通じた情報提供や、図書館協議会、懇話会、建設準備委員会などの公式の場に、委員として会議に参加する、傍聴する、委員に情報を提供する、などの状況も把握することができた。

4. 本論の知見と今後の課題

文献に示された記述内容にもとづき、住民団体における討議の状況を把握した。専門知識を獲得するための学習活動などは、すでに図書館関係者により指摘されてきた状況の追認ともいえるが、「アウトリーチ活動」や「意思決定主体への伝達」などの、これまであまり注目されてこなかった状況の一端を把握することができたと考える。一方で、「討議の過程」や「合意の状況」、及び、近年の「運営形態」に関する住民団体の構成員に関しては、十分に状況を把握することができなかったため、住民団体へのヒアリング等による実態調査が必要である。各種の調査による実態把握にもとづき、「住民間の討議」を規範モデルとする図書館行政のガバナンス論を展開する。

謝辞

本研究はJSPS 科研費 26330371 の助成を受けたものです。

注・参考文献

- 1) 糸賀雅児、葉袋秀樹編『図書館制度・経営論』樹村房、2013、p. 116。大串夏身『これからの図書館増補版』青弓社、2011、p. 219。
- 2) 田村明『自治体学入門』岩波書店、2000、p. 127。
- 3) 高橋克紀「公共サービス改革と公共的対話について」『姫路法学』Vol. 56、2015、p. 119-183。
- 4) 嶋田学「住民が生成する図書館のエートス」『出版ニュース』No. 2310、2013、p. 28。
- 5) 田村哲樹『熟議の理由』勁草書房、2008、p. 2。
- 6) 田畑真一「熟議デモクラシーにおけるミニ・パブリックスの位置づけ」『政治経済学の規範理論』勁草書房、2011、p. 253-272。
- 7) 齋藤純一「デモクラシーにおける理性と感情」『アクセスデモクラシー論』日本経済評論社、2012、p. 183-185。
- 8) 柳瀬昇『裁判員制度の立法学』日本評論社、2009、p. 181。
- 9) 篠原一『討議デモクラシーの挑戦—ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』岩波書店、2012、272p。
- 10) 紙幅の都合上、引用文の典拠は省略した。また、引用文中の角括弧〔 〕内は著者による補足である。

「公立図書館の設置および運営に関する基準案」(1967)

葉袋秀樹[†]

[†] 元筑波大学

qzw04141@nifty.com

抄録

本研究の目的は、1967年に作成された「公立図書館の設置および運営の基準案」がなぜ公示されなかったかを明らかにすることである。関連文献を調査した結果、その原因は、この基準の告示に対して、大蔵省と自治省の了解が得られなかったことにあることが明らかになった。これによって、トップレベルにある都市部の図書館の現状を上回る高いレベルの数値目標を「望ましい基準」で定めることは行政上困難であることが明らかになった。

1. はじめに

1.1 研究の背景

わが国では、1950年の図書館法制定以来、長年、文部省によって「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(以下、「望ましい基準」という)が制定されないことが批判されてきた。

1967年、文部省社会教育審議会(社教審)社会教育施設分科会小委員会で「公立図書館の設置及び運営の基準案」(以下、「1967基準案」という)が作成されたが、大臣告示されなかった。その理由について、小川剛は「図書館関係者の間での不評そして行政内部での反対にあって」¹⁾と述べているが、前田章夫²⁾、日本図書館協会(日図協)の検討チーム³⁾は、告示されなかった理由を述べていない。

1.2 研究の目的

本研究の目的は、1967基準案がなぜ公示されなかったかを明らかにすることである。そのために、この基準案と基準案に関する議論の内容と問題点を分析する。これまで、1967基準案に関する学術論文は発表されていない。

1.3 研究の方法

研究方法として文献研究を行う。関連記事を網羅的に収集し、『図書館雑誌』『社会教育』の掲載記事を詳しく調査する。次の5つの研究課題を設定し、上記の観点から分析を行う。1967基準案について、①どのような経過で検討されたのか。②どのような内容であったのか。③委員会によってどのような説明が行われたのか。④図書館職員によってどのような議論が行われたのか。⑤なぜ公示されなかったのか。

2. 1967基準案検討の経過(研究課題①)

2.1 小委員会の設置まで

1955年に、小林重幸が日本の公共図書館の現状の分析を行い、『図書館学会年報』に発表している⁴⁾。

1960年代の「望ましい基準」の検討に至る経過と検討の経過については小林重幸⁵⁾と蒲池正夫⁶⁾が報告している。

1963年7月、日図協公共図書館部会幹事会で「公立図書館の最低基準」(以下、「最低基準」という)の再検討の必要が問題となり、1963年度事業で最低基準の検討と望ましい基準の研究を行うことになり、「行政に関する委員会」(行政委員会)(委員長:蒲池正夫熊本県立図書館長)を設けて、調査と研究を開始した。

蒲池は、1963年8月の公共図書館部会幹事会、都道府県立・指定都市立図書館長会議で、公共図書館の現状について報告した。日本の公共図書館のうち、最低基準を満たしていたのは11%に過ぎないという低水準にあった。

社教審施設部会委員に小林公共図書館部会長が参加し、1963年秋の第1回会合で、公立図書館の最低基準検討の必要性を述べ、全委員の賛同を得て、国庫補助対象館という立場から検討するよう、社教審の「発意の形で」文部省に要望することになった。

文部省では、要請に応じて、1963年10月、同部会内に、公共図書館職員、学識経験者等からなる小委員会を設け、「公立図書館の基準」について検討を開始した。

委員長は中村祐吉(大阪府立図書館長)⁷⁾、委員は、蒲池正夫(熊本県立図書館長)、小林重幸(滋賀県立図書館長)、裏田武夫(東京大学)、武田虎之助(鶴見女子短大)ほかで、1965

年春から石塚正成(図書館短大)が加わり⁸⁾、1966年8月頃、叶沢清介(日図協事務局長)が加わった⁹⁾。

2.2 小委員会における検討の経過

最初、最低基準の改正について検討したが、水準の引上げが困難であるため、1964年から望ましい基準について検討することになった。

1965年に「公立図書館の基準(案)」¹⁰⁾が作成され、1966年に「一委員の試案草稿」¹¹⁾が作成され、図書館関係団体に送付された。9月に「公立図書館の設置および運営の基準案」が作成され、各図書館に送付された。

1967年3月、小委員会が作成した1967基準案が施設分科会で承認され、6月に社教審総会に報告され、会長から文部大臣に報告された。この案は『図書館雑誌』3月号に掲載され¹²⁾、同じ号に蒲池の報告記事が掲載された。

2.3 まとめ

1950年代から、一部の県立図書館長によって、日本の公立図書館の実態調査が行われ、それをもとに基準の制定が要請された。要請したのは、日図協公共図書館部会の役員、県立図書館の館長であった。基準案は社教審で承認され、文部大臣に報告された。

3. 1967 基準案の内容と説明

3.1 1967 基準案の内容(研究課題②)

(1) 基準案の構成と数値目標

1(趣旨)、2(設置)、3~5(活動内容)、6(資料)、7(職員)、8(施設)、9(設備)の9項目からなるが、条文形式ではない。数値目標は、資料(蔵書数、年間購入冊数)、職員(専門的職員、その他の職員)、施設(建物の延面積)の3分野5項目の事項からなり、都道府県立、市(区)立、町村立各図書館に分かれている。

(2) まとめ

資料、職員、施設の3分野の数値目標が示され、市(区)立3分野、都道府県立1分野(資料)について、人口増加に伴い、比率が逓減する方式で示されている。

3.2 1967 基準案に関する説明(研究課題③)

(1) 委員会

1965年11月の全国図書館大会で、次のように基準案の要点の説明が行われている¹³⁾。①現時点で実現可能な望ましい基準である、②都道府県や指定都市には複数の図書館がある傾向にあるが、そのうち1館を中心的機能を持つ

ものとする、③ライブラリーシステムの考え方を取り入れる、即ち、人口10万人に最小限1館は設ける、④図書館法では明確でない都道府県立図書館の特定の任務を明確にする、⑤基本図書、専門職の数等について人口段階別の数字を示す。なお、②の「中心的機能」は後に「図書館相互の連絡調整を図る」に修正されている。1966年の大会でも討議されているが、1967年の森崎の投書に対する説明は行われていない。

(2) 日本図書館協会常任理事会

日図協は、1966年10月に、図書館職員18名、図書館3館の意見を掲載した小冊子¹⁴⁾を刊行している。『図書館雑誌』には、1967基準案に関するニュースや記事は少ない。基準案には委員の名簿は付されておらず、委員の氏名は全国図書館大会の記録における発言等から知ることができるだけである。蒲池の報告は、経過説明で、基準案の内容の説明ではない。文部省の担当者の解説も掲載されていない。基準案の内容の説明記事は掲載されていない。

(3) 日本図書館協会公共図書館部会

1963年以降、『公共図書館部会報告書』で、行政委員会の検討状況を報告し、基準案を掲載しているが、内容の詳しい説明は見られない。

(4) まとめ

『図書館雑誌』では、委員会や基準に関する情報提供や議論がきわめて不十分であった。

4. 議論の分析(研究課題④)

4.1 議論の概要

1969年までの1967基準案に関する主な文献には、山下栄(武庫川女子大学教授、元尼崎市立図書館長)(1965年11月)¹⁵⁾、図問研教宣部(1966年9月)¹⁶⁾、清水正三(中央区立京橋図書館長)(9月)¹⁷⁾、伊藤峻(太田区立蒲田図書館)(12月)¹⁸⁾、図問研委員会「声明」(1967年1月)¹⁹⁾、森崎震二(図問研事務局長)(3月)²⁰⁾、森耕一(大阪市立天王寺図書館長)(1969年7月)²¹⁾がある。『図書館雑誌』に掲載されたのは森崎の投書だけである。

4.2 図問研の声明

「日本の公共図書館の将来の発展にとって重大な障害となるという結論に達し」と述べ、次の3点を挙げている。

①基準作成の基礎である現状分析が示されていない。人口区分やデータの算出方法が不明確で、数値が相互に矛盾している個所がある。

「市区町村段階に独立館の設置を認めない（中略）、郷土の資料を都道府県立に集中する」という独断が見られる。

- ②先進的図書館の発展を阻害する怖れが強く、日本の図書館の水準を引き下げるのではないと思われる。「望ましい基準」による図書館発展の現実的な裏付けや見通しも明らかにされていない。図書館法第18条が定める基準の効用を改めて検討する必要がある。森崎は、「今の乏しい地方財政の下では、この案が全国的な水準を低い所へならしてしまう重いローラーの役割を狙う[担う]のではないのでしょうか」と述べている。
- ③都道府県立図書館に中央集権的な機能が与えられている。「市町村立図書館の資料の収集を調整する」という規定がある。森崎は、これについて、「かりに、ある市立が購入しようとする資料について、例えば、“それは止めてこれにきなさい”という事を県立が云えることになり、地域の利益と一致しない場合が起こる惧れがあります」と述べている。

4.3 その他の意見

山下栄は、今後の自治体財政の回復と図書館に対する関心の高まりを予想し、基準案を評価して、「この基準が公表されると相当の効果が表われるにちがいない」と述べている。

森耕一は、この基準案は、上位1割前後の図書館が合格するように定められている点の評価しつつ、貸出に関する数値目標が示されていないことを指摘し、それをもとに他の数値目標を組み立てることを提言している。

4.4 まとめ

批判的な意見は、東京都特別区等の図書館職員と図書館問題研究会の意見である。図問研委員会から声明が出されている。小委員会による説明や反論は行われていない。肯定的な意見として、山下の意見があり、数値目標に関する唯一の実証的な分析として、森の意見がある。

5. 公示されなかった理由（研究課題⑤）

中島俊教（文部省社会教育官）は、1967年11月の全国図書館大会で、「最低基準にも達していない図書館が非常に多いこと、それなのに、望ましい基準をつくることは、予算の裏付けからしても、大蔵省がなかなか納得しない」と説明し²²⁾、森耕一も『図書館雑誌』12月号の記事で、この発言をもとに、「大蔵省の了解を得

られず」と書いている²³⁾。『図書館雑誌』1971年11月号の「ニュース」では、「大蔵、自治省等との協議が進まなかったため基準として告示されるに至らなかった」²⁴⁾と述べている。

以上から、告示されなかった原因は、大蔵省、自治省の了解が得られなかった点にあることが明らかである。このことは、『図書館雑誌』の公共図書館関係記事と「ニュース」を丁寧に見れば、知ることができる。

ある文部省関係者によれば、「望ましい基準」は、文部省が制定するものであるが、予算や人員の変更を伴う場合は、大蔵省と自治省に対する協議が必要であり、両省の了解なしには告示できないという事情がある。協議は、案ができ上がってから行うため、案ができ上がってから、告示できなくなることがあり得る²⁵⁾。

このように、先進的図書館がごく一部にとどまり、全体の水準が低い場合は、図書館関係者が望む、トップクラスの図書館の数値を上まわる基準を定めることは困難である。したがって、「望ましい基準」の意義は、低い水準の自治体の水準を引き上げる点に求めざるを得ない。高い水準を求める都市部の図書館は、住民の支持と行政の理解に依拠して、都市部に必要な加算を求めることによって、高い水準をめざすべきである。

もし、1967基準案の検討経過の総括が行われていたら、その後の「望ましい基準」に関する議論に生かされていたであろう。「望ましい基準」に高い数値目標を求め続けることはなかったであろう。

おわりに

前川恒雄は、1967年7月に文部省社会教育局社会教育課が1967基準案を「内簡」として都道府県教育委員会に送付したことを紹介している²⁶⁾。

全国公共図書館協議会の北日本委員会は、1969年7月に社会教育局長名で都道府県教育委員会宛てに通知が出されていることを明らかにしている²⁷⁾。今回、文部科学省生涯学習政策局社会教育課に依頼して、この通知²⁸⁾を提供していただき、入手することができた。この時、地方交付税単位費用積算基礎が改正され、道府県分の図書館費が増加しており、それを機会に基準案の周知を図るとともに、館内市町村の「図書館奉仕網の拡充整備に格段のご努力を

払われるよう」依頼している。

「望ましい基準」について検討するには、まず、このような国の行政の仕組みを十分理解することが必要である。

注・引用文献

- 1) 小川剛「社会教育における条件整備の問題ー公共図書館における設置・運営基準の設定をめぐる」『日本教育法学会年報』10号, 1981, p. 174.
- 2) 前田章夫「四章 図書館の基準、補助と評価」塩見昇, 山口源治郎編著『新図書館法と現代の図書館』日本図書館協会, 2009, p. 148.
- 3) 日本図書館協会図書館政策企画委員会望ましい基準検討チーム『図書館の設置及び運営上の望ましい基準 活用の手引き』2014, p. 6.
- 4) 小林重幸「望ましい基準の算定方法の研究」『図書館学会年報』2(6), 1955. 10, p. 5-14.
- 5) 小林重幸「公立図書館の基準問題について」『図書館雑誌』58(6), 1964. 6, p. 286-288.
- 6) 蒲池正夫「公立図書館の設置および運営に関する基準案のできあがるまで」『図書館雑誌』61(3), 1967. 3, p. 133-134.
- 7) 「昭和40年度事業報告」『公共図書館部会報告書』昭和40年度, 日本図書館協会公共図書館部会事務局, 1966, p. 3.
- 8) 「全国図書館大会記録 昭和40年度 熊本」『図書館雑誌』59(12), 1965. 12, p. 534-535.
- 9) 「協会通信ー常務理事会」『図書館雑誌』60(8), 1966. 8, p. 339.
- 10) 「公立図書館の基準(案)」『公共図書館部会報告書』昭和39年度, 日本図書館協会公共図書館部会事務局, 1965, p. 15-16.
- 11) 「公立図書館の望ましい基準についてー委員の試案草稿」『公共図書館部会報告書』昭和40年度, 日本図書館協会公共図書館部会事務局, 1966, p. 76-80.
- 12) 文部省社会教育審議会施設分科会小委員会「公立図書館設置および運営の基準案」『図書館雑誌』61(3), 1967. 3, p. 130-132.
- 13) 注8の文献.
- 14) 日本図書館協会『公立図書館の設置および運営の基準案(文部省社会教育審議会施設分科会小委員会)に対する諸意見』1966, 24p.
- 15) 山下栄「図書館の基準」『図書館界』17(4), 1965. 11, p. 101.
- 16) 図書館問題研究会教宣部「再び「望ましい基

準」について」1996. 9. 14, 2p. (『図問研究会報』77号, 1966. 9, 別添)

- 17) 清水正三「望ましい基準の望ましいあり方についてー「一委員試案草稿」批判」『とうきょうのとしょかん』30, 1966. 9, p. 1-2.
- 18) 図書館問題研究会教宣部「討議資料 「望ましい基準」の問題点 東京支部 伊藤峻」1966. 12. 12, 6p. (『図問研究会報』80号, 1966. 12に添付)
- 19) 図書館問題研究会委員会「声明」1967. 1. 11, 1p.
- 20) 森崎震二「いわゆる「望ましい基準」についてー図書館問題研究会の声明から」『図書館雑誌』61(3), 1967. 3, p. 106-107.
- 21) 森耕一『図書館の話』改訂版, 至誠堂, 1969, p. 286-287.
- 22) 「昭和42年度全国図書館大会 記録 石川」『図書館雑誌』61(12), 1967. 12, p. 600.
- 23) 森耕一「1967年回顧と展望 公共図書館界」『図書館雑誌』61(12), 1967. 12, p. 514-515.
- 24) 「新しい公共図書館基準作成へ」(『図書館雑誌』65(11), 1971. 11, p. 600.
- 25) 2015(昭和27)年3月23日、文部科学省生涯学習政策局社会教育課の勤務経験者の方からご教示いただいた。
- 26) 前川恒雄「「公立図書館の設置および運営の基準」作成の経過」『図書館雑誌』67(10), 1973. 10, p. 466.
- 27) 「北日本地区委員会報告」全国公共図書館協議会『研究調査報告書』昭和48年度, 1974, p. 4.
- 28) 「地方交付税にかかる社会教育関係の単位費用積算基礎の改正等について(通知)」(文社社第140号 昭和44年7月1日)
「図書館については、(中略)今後の社会的条件の変化[、]国民の教育水準の向上等に伴って図書館における個人学習の機会がいつそう増大することが予想されますので、」基準案の「趣旨をご理解のうえ、管内市町村の長および教育委員会ならびに公立図書館に対し当該基準案の周知を図り、管内の図書館奉仕網の拡充整備に格段のご努力を払われるようお願いします。」
地方交付税単位費用積算基礎が改正され、道府県分の図書館費で、吏員5人の増員(10人→15人)、図書購入費1,000冊分の増加(3,500冊→4,500冊)が行われている。

地方公共団体における PFI を利用した複合施設内の公立図書館に関する調査

赤山みほ[†]

[†] 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科
akayama.m@klis.tsukuba.ac.jp

抄録

公共施設の多くが、近年になり耐用年数を迎え、公共施設を複合施設として建設する事例が多く見られる。特に、PFI 法成立以後には、公共施設の民間による建設や運営もみられる。公立図書館は、平成の大合併以後も設置数が毎年増加傾向にあり、また商業施設との併設が注目されている。しかし、公立図書館においては併設されている施設やどういった管理運営がされているかの実態が明らかになっていない。そこで、本研究では、PFI を利用した複合施設に併設された公立図書館の全国的な実態を明らかにする。

1. はじめに

1.1 研究背景

高度経済成長期に建設された公共施設の多くが、近年、耐用年数を迎える。そのため、複数の公共施設を複合施設へ新たに建設する事例が散見され、1999（平成 11）年 11 月「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、PFI 法）成立以後には、公共施設の民間企業による建設や運営もみられる。PFI（Private Finance Initiative）とは、“公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法”¹⁾である。

国の行政改革に伴って地方の行政改革もすすめられ、国の財政悪化によって地方交付税の改革や、補助金の廃止・縮減、税源移譲がすすめられてきた。

他方、市民のニーズの多様化によって、近年では公共サービスの提供に多様化が求められている。2003（平成 15）年「地方自治法」改正によって、指定管理者制度が成立し、公共施設に NPO 法人や民間企業等が主体となって経費削減やサービス水準の向上を目的として、管理運営が可能となった。

PFI は、行政改革の手法として導入され、また官民連携事業の手法として普及・定着がみられる一方で実務上の問題点等が顕在化し、実施状況は低迷していた。しかし、2011（平成 23）年 6 月「新成長戦略」が策定され政策の実現のために 2011（平成 23）年 PFI 法が改正、2013（平成 25）年 6 月「日本再興戦略」によって、PFI の活用が施策として位置づけられた。

PFI の課題の一つとして、導入手順が確立されていなかったためにそれぞれの地方公

共団体が手探り状態で導入せざるを得なかったことがある。そのため、解決手法の一つとして実務に関わるノウハウの共有が挙げられている²⁾。

公立図書館は、地方の行政改革の大きな柱である、平成の大合併以後も設置数が毎年増加傾向にある。近年ではカフェや書店のような商業施設との併設が注目されており、図書館を複合施設へ併設することに対しては様々な議論がある³⁾⁴⁾。

2003（平成 15）年「公立図書館 PFI 事業化の可能性に関する調査研究」（文科省委託：NTT データ経営研究所作成）（以下、文科省調査）では、“PFI 事業においては、図書館運営で収益性を得られにくいため、複合施設への期待は大きい”⁵⁾と報告されている。

しかし、公立図書館においてはどのような導入手順で導入され管理運営がされているか、併設されている施設にはどのような施設があるのか、事例調査はあるものの全国的な傾向は明らかになっていない。

1.2 研究目的

そこで、本研究では、地方公共団体における PFI を利用した複合施設内の公立図書館の全国的な実態を明らかにする。1.1 でも述べたとおり、PFI の課題として、実務に関わるノウハウの共有が解決策として挙げられている。また、地方公共団体は、一般に事業検討の際には、先行事例がある地方公共団体に対して導入手順を照会する場合があります。照会内容を元に自らの事業検討を行う。したがって、本研究は、地方公共団体がこれからの公立図書館の管理運営形態を判断するための検討に資するものである。

2. 先行研究

PFIに関する全国的な調査としては、2011（平成23）年総務省「地方公共団体におけるPFI実施状況調査報告書」（以下、総務省調査）で、地方公共団体を対象としてアンケート調査を行い事業数や入札方式について明らかにしたものがある。回答団体数は242団体で、事業数は375事業であり、うち都道府県71事業18.9%、市町村291事業77.6%、組合等13事業3.5%を占める。

施設計画については、「単一用途施設」が76.1%で「複合施設」は23.9%を占める。事業者選定方法は、「総合評価一般競争入札」が最も多く、61.5%である。主要な用途については、最も多いのが「廃棄物処理施設」47事業で、「図書館」は9事業と多くない。複合施設の場合の二番目に主要な用途は「福祉その他」14事業、「文教その他」12事業、「公民館・市民ホール等」11事業、「図書館」8事業で、複合施設ではいわゆる生涯学習施設が2番目の用途として規定されていることがわかる。事業方式は「BTO」61.0%で最も多く、図書館の内訳も同様の割合である。事業形態は、「サービス購入型」273事業と最も多い。実施方針公表日から供用開始日までの年数は、最も多いのが「2～3年」30.0%である。事業期間は「15～20年」39.8%が最も多い。SPCが指定管理者でない事業は77.5%で、過半数を超え、図書館では9事業中1事業のみ該当する。

事例研究は、桑名市立図書館⁶⁾や長崎市立図書館⁷⁾、稲城市立図書館⁸⁾があり、事業方式や導入の経緯について明らかにしている。

しかし、図書館に着目した全国的な調査・研究は行われていない。

3. 文献調査

3.1 調査概要

調査対象の特定は日本図書館協会『日本の図書館 統計と名簿 公共図書館』（2013）（以下、『日本の図書館』⁹⁾と日本PFI/PPP協会『PFI事業一覧』（以下、『協会一覧』¹⁰⁾を用いた。

『日本の図書館』によると、公立図書館3244館中、複合施設に併設された公立図書館が2129館である。ただし、PFI法成立以後の1999年以降に現用館が建て替えられた図書館は403館ある。したがって、PFIによ

って建設された可能性が高い図書館は、最大で403館程度あると言える。しかし、『日本の図書館』に図書館名と複合施設の種別が記載されているのは、403館のうち395館のみである。設置規模別では、395館のうち、県2館、市301館、区26館、町57館、村9館という内訳である。また、『協会一覧』によれば、PFI事業530事業のうち「教育・文化関連施設」「複合公共施設」は82事業ある。したがって、本研究では82事業と395館を対象とした。なお、調査結果では1館を1事業と数え、事業数で示す。

PFI事業では、PFI事業で実施する方針として「募集要項」や「実施方針」がある。また、PFI事業の維持管理や運営について定めた「要求水準書」がある。したがって、本研究では、地方公共団体や文科省、国土交通省のウェブサイトを開覧し「募集要項」と「実施方針」、「要求水準書」の調査を行い、以下に挙げる調査項目を総務省調査と本研究で統計的分析手法によって分析を行う。

3.2 調査項目

項目の設定は、総務省調査の先行研究にしたがって設定した。なお、3.併設複合の相手（日図協調査分類）と8.SPC指定管理者の業務範囲は筆者が独自に設定したため、統計的分析は行なっていない。

1. 選定方法
2. 併設複合の相手（総務省調査分類）
3. 併設複合の相手（日図協調査分類）
4. 事業方式
5. 事業形態
6. 実施方針公表日から供用開始までの年数
7. 事業期間
8. SPCが指定管理者になっているか
9. SPC指定管理者の業務範囲

3.3 調査期間

平成26年6月2日～平成27年4月29日

3.4 調査結果

調査の結果、16事業がPFIを利用し図書館を併設している複合施設であることが明らかとなった。16事業のうち、事業主体の地方公共団体別は、国（地方公共団体と共同）1事業、都道府県1事業、市町村14事業である。また、2事業が同一の地方公共団体で

実施されている。

なお、調査結果は事業数の多い順に示し、調査項目で選択肢のうち本研究で0事業となったものについては以下に示していない。

16事業のうち1事業は、図書館機能として予約貸出と返却ボックスで貸出返却業務を行っているのみの事業のため調査からは除外した。したがって、以下の調査結果は15事業の調査項目である。

表1 事業の選定方法

選定方法	事業数 (%)
総合評価一般競争入札	10 (67)
公募型プロポーザル方式	5 (33)

表1は、各事業の選定方法について示した。「総合評価一般競争入札」が最も多い選定方法である。

表2 併設された施設の種別数 (総務省調査分類)

併設複合の相手	事業数 (%)
福祉その他	13 (87)
文化交流施設	10 (67)
公民館・市民ホール	7 (47)
文教その他	4 (27)
駐輪場	4 (27)
文化その他	4 (27)
老人福祉施設	3 (20)
美術館	2 (13)
小中学校	2 (13)
身体障害者福祉施設	1 (7)
公営住宅	1 (7)
社会体育施設	1 (7)

表2は、各事業の併設複合相手について示した。「福祉その他」が最も多い併設複合の相手である。なお、1事業あたりに複数施設併設のため、合計15事業にならない。

表3 併設された施設の種別数 (日図協分類)

併設複合の相手	事業数 (%)
その他	15 (100)
ホール施設等	10 (67)
学校、教育施設等	8 (53)
文字情報を扱う施設	4 (27)
視聴覚資料を扱う施設	3 (20)
博物館資料を扱う施設	2 (13)

表3は、併設された施設を文教施設中心として詳細にみるため『日本の図書館』に記載

された「併設複合の相手」を用いて各事業の併設施設を分類し示した。「その他」が最も多い施設種別である。「その他」のうち、商業施設は9事業で、そのうち6事業が飲食を伴う。なお、1事業あたりに複数施設併設のため、合計15事業にならない。

表4 事業の事業方式

事業方式	事業数 (%)
BTO	13 (87)
BOT	2 (13)

表4は、各事業の事業方式について示した。「BTO」が最も多い事業方式である。

表5 事業の事業形態

事業形態	事業数 (%)
サービス購入型	12 (80)
ジョイントベンチャー型	3 (20)

表5は、各事業の事業形態について示した。「サービス購入型」が最も多い事業形態である。

表6 実施方針公表日から供用開始までの年数

年数	事業数 (%)
2～3 (2年超3年以下)	6 (40)
3～4 (3年超4年以下)	4 (27)
4～5 (4年超5年以下)	2 (13)
5～6 (5年超6年以下)	2 (13)

表6は、各事業の実施方針 (または募集要項) 公表日から供用開始までの年数を示した。「3～4 (3年以上4年未満)」が最も多い年数である。1事業のみ10年のものがあり、選択肢にないため表に示していない。

表7 事業期間

事業期間	事業数 (%)
10～15 (10年超15年以下)	8 (53)
20～25 (20年超25年以下)	5 (33)
30～ (30年以上)	2 (13)

表7は、各事業の事業期間について示した。「10～15 (10年超15年以下)」が最も多い事業期間である。「30～ (30年以上)」のうち最も長い事業期間は70年である。

表8 SPCが指定管理者

	事業数 (%)
指定している	14 (93)

表 8 は、SPC が指定管理者として指定されている事業について示した。「指定している」が最も多いことが示された。

表 9 SPC 指定管理者の業務範囲

	事業数 (%)
図書館運営業務を含む	9 (60)
図書館運営業務を含まない	5 (33)

表 9 は、SPC が指定管理者として指定している事業のうち、図書館運営業務を含むかについて示した。最も多いのは、「図書館運営業務を含む」である。ただし、「図書館業務を含まない」のうち、事業主体が 1 事業は国と地方公共団体で、1 事業は東京都である。なお、分類は筆者が独自に設定した。

統計的分析を行ったところ、表 5、表 7、表 8 はピアソンのカイ二乗検定で有意差が見られた。

5. おわりに

5.1 考察

先行研究である総務省調査との比較を行う。表 1 事業者の選定方法では、先行研究と同様に「総合評価一般競争入札」が最も多い。表 2 併設された施設の種別では、先行研究と同様に「福祉その他」が最も多いが、本研究では表 3 の「その他」で商業施設が最も多いことから、図書館は他の施設に比べて商業施設が併設される割合が高い。表 4 事業の事業方式では、「BTO」方式が最も多くなり先行研究と同様の結果である。表 5 事業の事業形態では、「サービス購入型」が最も多く先行研究と同様だが有意差が見られ、本研究ではジョイントベンチャー型の割合が高い。表 6 実施方針公表日から供用開始までの年数は、「2～3 (2 年超 3 年以下)」が最も多く、先行研究と同様の結果である。表 7 事業期間では、先行研究よりも本研究の方が短く有意差が見られた。表 8 をみても SPC を指定している割合が過半数を超え、先行研究よりも多く有意差がみられた。先行研究では、SPC を指定管理者とする場合の事業期間で最も多いのが「10～15 年」で、本研究と同様の傾向が示唆された。表 9 の SPC の業務範囲は、図書館業務を含むが含まないよりも多く、SPC が指定管理者となり、図書館業務を行う事業が多い傾向があることがわかる。

5.2 結論

本研究は先行研究に比し、併設された施設の種別では商業施設が多い傾向にあったこと、ジョイントベンチャー型の割合が多いこと、事業期間が比較的短いこと、SPC が指定管理者に指定される事が多いことが挙げられる。

商業施設が多い傾向が見られた理由としては、文科省調査でも指摘されている通り、PFI 事業で図書館は収益性を得られにくく、事業者が独自に収益を上げる施設を併設したためであると考えられる。

事業期間が比較的短くなった理由としては、SPC を指定管理者として指定しているため指定期間との調整の結果比較的短くなったのであると考えられる。

PFI では、事業終了後の所有権やリスク分担、業務範囲等が、要求水準書等に詳細に明記されている。したがって、事業者は要求水準書にかかっている範囲でしか裁量を持たない。また、要求水準書に則り、運営業務のための規定が書かれた仕様書が作成される。

本研究では、PFI 事業全体との比較によって図書館を併設している PFI 事業について特徴の一部を明らかにできた。しかし、PFI 事業がどのように運営されているかを明らかにするためには、さらなる調査研究が必要であり、今後の課題としたい。

注・引用文献

- 1 “PFI 概要/PFI とは”。内閣府民間資金等活用事業推進室。
<http://www8.cao.go.jp/pfi/aboutpfi.html>。(参照：2015-03-20)
- 2 金谷隆正「我が国 PFI15 年の奇跡と今後の展望 (抄録)」『日経研月報』2014.5, p.58-69.引用は p.58.
- 3 福富洋一郎「武雄市図書館の民間会社による管理・運営に関する声明書について」『みんなの図書館』2013.9, p.56-67.
- 4 竹田芳則「公立図書館の市場化：武雄市「TSUTAYA 図書館」の何が問題か」『季刊自治と分権』2014, p.56-67.
- 5 文科省「公立図書館 PFI 事業化の可能性に関する調査研究」2004.3. 引用は p.102
- 6 藤江昌嗣「PFI による図書館経営を評価する：桑名市立中央図書館を例に」『情報の科学と技術』2008.10.01, p.517-522.
- 7 深浦厚之「県下初の PFI 事業—新長崎市立図書館への期待」『ながさき経済』2006-03, 9p.
- 8 川辺忠「学会活動・ワークショップ報告 稲城市立中央図書館を見る—東日本の図書館で初の PFI 導入」『多摩ニュータウン研究』2007.01.01, p.137-141.
- 9 日本図書館協会. 日本の図書館 2013. CD-ROM.
- 10 PFI 事業一覧, 日本 PPP/PFI 協会,
http://www.pfikyokai.or.jp/pfi-data/pfi-list_g.html (参照：2014-06-02)

公共図書館ホームページにおける法情報提供状況の調査

田村英彰[†]

[†] 国立国会図書館／ロー・ライブラリアン研究会
tamurahideaki@u-gata.com

公共図書館における法情報提供サービスの実施状況を調べるために、都道府県立図書館及び政令指定都市立図書館のホームページを閲覧し、法情報に言及のあったページのリンクを採取した。6つの指標により集計・比較したが、指標すべてを満たした館は2割に届かず、ホームページを用いた法関連情報の提供や広報は全般に低調である。一方、参考となる館は数例挙げることができる。ホームページでの法関連情報の提供は定見がなく、課題解決型サービス等拠点館での高度なサービスを圏域全体に発信する方法について、検討する必要がある。

1. 背景と問題意識

1.1. 公共図書館の法情報提供サービスの状況

司法制度改革の一環として法科大学院が設置され、大学図書館における法情報提供サービスには注目と進展が見られた。大学図書館において求められる法情報提供サービスの目的は、法学教育に資するものであり、法学の体系的な学習の支援にある。大学図書館の利用者は、一定の法学教育、系統だった法的知識が法学の講義で授けられていることが前提となっている。

これに対し、公共図書館では、同じ「法情報提供サービス」と言っても、大学図書館とは異なる。

公共図書館の利用者、一般市民の生活課題に対応する法情報提供サービスが求められる。既に「法的体系」に切り出された世界とは異なって、生活課題が先行し、その課題状況を法的側面に切り出すところからサービスが必要である。

このような困難があり、公共図書館における法情報提供サービスの事例報告は多くはなく、実際の普及について疑問がある。系統だった取り組みがあるかどうかは定かではなく、各館が個別に取り組んでいる状況と思われる。

一方で、公共図書館に持ち込まれる法的課題は、ある程度の共通性を見いだすことができると考えられる。典型的な法的課題として例えば、「相続」が挙げられるが、この情報ニーズをもつ利用者は、大規模な図書館から小規模な図書館に至るまで、地域差なく共通する。別の側面から言えば、法情

報は情報のうちでも公共性が高く、一定の普遍性が求められる情報領域である。

この観点から、公共図書館の法情報提供サービスの困難を軽減する方策として、「ある公共図書館が課題に対応する方法を、参照し共有する」ことが実現できれば、他の公共図書館、特に中小規模の図書館でも活用できる、と考えた。

1.2. 法情報提供サービスの方法の共有と Web

前項で述べた共通としうる課題について、サービスや資料を共有する手段の一つとして、インターネットの活用が考えられる。医療情報分野の図書館員の情報共有ページには、LITERIS という例がある(1)。

一方、近年ホームページは重要性を増しており、「ネット上で見えないものは存在していない」と受け取られることもある。殊に法情報分野では、インターネット上に無料の法情報関連データベースが発達していることもあり、公共図書館における法情報提供サービスを発展させていく上では、インターネット上でのありかた・方向性を探る必要がある。

そのため、都道府県立図書館及び指定都市立図書館の法情報提供サービスを、各図書館のホームページで観察できる範囲で調査を行うこととした。Wiki サービスの一種である Google サイトを用いて作業サイトを構築し、関連ページについては網羅的に採取、リンクを登録した。作業開始時点では未確定ながら、将来の公開も視野に入れて

いる。現在は検索エンジンを回避する設定を施してあるので、検索結果には表示されない。

各図書館のホームページに法情報提供サービスの「実態」が反映されているかの限界はあるが、同じ手法で調べるという観点、また共有しやすい方法として、ホームページの調査を進めた。

2. 先行研究

公共図書館の法情報提供サービスの状況については、2010年の日置将之「国内の公共図書館における法情報提供サービス」における整理がある(2)。後述の調査項目は、ここに実例として挙げられた諸サービスを参考にした。

前掲論文では触れられていないが、吉田倫子「医療情報から法情報へ―課題解決サービスの最前線」は、横浜市立中央図書館でサービス構築に関わった当事者の記録として貴重である(3)。

また「課題解決サービス」の観点からは、文部科学省のもとで活動を開始した「図書館海援隊」に着目した。参加館の活動一覧からは、法情報提供サービスへの取り組みは数えるほどしかなく、低調であることがわかる(4)(5)。

日本司法支援センター(法テラス)が、図書館海援隊に参加して以降(6)、図書館と法テラスが「連携」した多くの事例を、インターネット上で見ることができる。法テラス各支部のページや、図書館の催しのページである。しかしヒットするページは単発の事例が多く、継続的かどうかは、疑問符を付けざるを得ない。

法テラスと図書館との「連携」については、本調査の主眼ではないが、東日本大震災後の事例として、法テラス南三陸と南三陸町の仮設図書館との連携がある。震災特例で法テラスとしても特別に複数土曜日のワンストップサービスを展開、これに図書館が連携。双方ともに自動車により同時に、施設から離れた仮設住宅へのアウトリーチサービスを実施した。図書館と専門土曜日の連携事例としても、特筆すべきものとなっている(7)。

3. 調査の方法

3.1. 調査の概要

都道府県立図書館 49 館・政令指定都市立図書館 20 館のホームページを閲覧し、以下の法情報

提供サービス 6 項目を指標として、当該ページへのリンクを採取した。採取の際には、リンク先の概要を注記している。

作業着手は 2013 年 4 月に遡るが、筆者が所属するロー・ライブラリアン研究会有志 5 名の協力を得て作業を進め、各図書館ホームページの最終確認日は 2015 年 3 月末である。

- a. 調べ案内・パスファインダー
 - a-1. リーガルリサーチ
 - a-2. 法情報関連の課題解決コンテンツ
- b. 導入 DB 一覧ページ
- c. 法情報関連のイベント情報
- d. 関連機関案内・リンク集

上記 6 項目を指標として結果を集計し、群としての傾向を求めた。また 6 項目をもとに比較を行い、注目すべき図書館を析出した。

3.2. 指標の説明

基本的には、法情報関連のページがあれば、作業サイトにリンクを採取する方針である。しかし、サイト構成が図書館ごとに多様であったため、リンク採取のガイドラインを用意し、作業の標準化を図った。それを、比較のための指標としても流用した―という経緯である。

以下、指標について説明を加える。

a. の「調べ案内・パスファインダー」は、図書館ホームページ内に、調べ案内のメニューページがあるかないか。

a-1. の「リーガルリサーチ」は、いわゆる大学でも行われている法令や判例といった、法学固有のテキスト調査の調べ方の有無。

a-2. の「法情報関連の課題解決コンテンツ」は、調べ案内の個々のコンテンツに、法情報に関連するものが一件でもあるかないか。個々のコンテンツについては、作業サイトにリンクを採取している。

b. の「導入データベース一覧ページ」は、一覧ページ自体の有無。これとは別に、具体的な商用法情報データベース名も採取している。

c. の「法情報関連のイベント情報」では、お知らせ欄等図書館サイトを網羅的に調べ、法情報関連のイベントの掲載が一件でもあるかないか。これも、個々具体的なイベントページについてはリンクを採取している。

d.の「関連機関案内・リンク集」は、法情報に関連する機関への案内やリンク集の有無、である。

6項目は、リンク採取のガイドラインとして用いたため、作業サイトへ登録した実際の採取リンクは個別大部のものとなっている。しかし、集計・比較のための指標としては、いずれも「一件でもあるかないか」という指標として扱ったため、かなり甘い評価指標である。

このように指標を設定した理由は、インターネットを通じて公共図書館が提供する「法情報」として、最低限をクリアしているか否かを判断する基準として位置づけたためである。

例えば、「導入データベース一覧ページ」などは、図書館ホームページにあって当然かもしれないが、実際には、一覧ページのない図書館があった。丹念に調べると、個別のページ、調べ方案内の中などにデータベース名の記述が見つかることはあった。しかしこれでは、利用者のアクセスは困難である。

「導入データベース一覧ページ」も、図書館のホームページが提供に値する「法情報」である。

日常的に来館していない一般市民が法的課題に直面することは充分考えられる。そのときに、図書館でどれだけの情報が得られるか、ホームページでわかるということは、法情報提供サービスにおいて重要である。

4. 調査の結果

4.1. 指標の集計結果

以下は各指標の集計結果である。

表1 対象館69館の指標別集計結果

指標	あり	なし
a. 調べ方案内・パスファインダー	55	14
a-1. リーガルリサーチ	31	38
a-2. 法情報関連の課題解決コンテンツ	34	35
b. 導入DB一覧ページ	50	19
c. 法情報関連のイベント情報	29	40
d. 関連機関案内・リンク集	50	19

a.「調べ方案内・パスファインダー」は多くの図書館のホームページで用意しているが、その数に比して、a-1.「リーガルリサーチ」やa-2.「法情

報関連のコンテンツ」は「なし」が多い。そもそも「あり」としていても、例えばa-2では法情報関連コンテンツが一つでもあればカウントしているので、最低限の評価でしかない。調べ方案内は、地域に主題を特化している場合も多く、また法的課題を扱っていても、「ビジネス支援」の一部となっており、法情報独立のメニューページを用意している例は少ない。

調べ方案内・パスファインダーでは、多くの法的課題のコンテンツを提示・共有する意義がある。

次に、「法情報関連のイベント情報」に着目する。既に述べたように、この「あり」は、サイト内で一度でも法情報関連のイベントを開催した記録があれば、カウントしている。継続的に図書館で無料法律相談会を開催しているような例と混在しているのだが、それでも「なし」が過半数を占めている。このことは、ホームページ上では、「法律関連士業との連携がない図書館が多い」ということを示している。

但し、この評価には留保が付く。公共図書館の広報媒体としては、自治体の広報紙が用いられることがあり、イベント情報をホームページに掲載しない場合がある。

最後に、6指標すべて「あり」を満たした図書館は、69館中13館であった。

以上6指標の集計結果から、都道府県立図書館及び政令指定都市立図書館の全体の傾向としては、法情報提供サービスの「ホームページ上での展開」は充分ではない、との結論を得た。

4.2. 参考となる図書館

参考となると思われる特徴的なサイト、図書館を挙げる。

・法情報提供サービスのメニューページを独立して用意...東京都立中央図書館、鳥取県立図書館など。東京都立図書館の場合、ひとつの画面に、イベント案内、DB、インターネット情報、調べ方案内、関連機関案内が目配りよく、細やかにまとめられている。

・法的課題に関するテーマが充実...鳥取県立図書館など。鳥取県立図書館では、「困りごと解決支援」という名称で法情報提供サービスのメニューペ

ージがある。挙げられているテーマは、以下のとおり。年金問題/多重債務/悪質商法/交通事故/土地境界/相続/ストーカー/成年後見制度/いじめ/離婚/パワーハラスメント/セクシャルハラスメント/ドメスティックバイオレンス/不当解雇/建物耐震/インターネットトラブル/介護/建物賃貸借。「法情報検索マップ」と呼ばれる調べ案内もよくできており、同じテーマで連携機関のパンフレットと並べて置かれている。沖縄県立図書館は、鳥取県立図書館を参考としてほぼ同じテーマを挙げていたが、連携機関等はローカライズされており、同一のテーマが他の地域でも応用が利く例となっている。このほか、千葉県立図書館、岐阜県立図書館、愛知県図書館、大阪府立中央図書館もそれぞれ調べ案内を作成しているが、共通するテーマが存在している。

・ビジネス支援の一環として...埼玉県立図書館。『仕事に役立つリサーチガイド』という大きなコンテンツを作り、その中で法情報を扱っている。

・レファレンス協同データベースをサイト内に活用...大阪市立図書館。一つのテーマを扱う画面に関連するリンクを解説付きでまとめている。レファレンス協同データベースへのリンクもその一部となっている。

5. 考察と今後の課題

調査の過程で、図書館ホームページのモデルについて、主題情報の提供という観点から論ずる手がかりが得られたように思われる。即ち、今般指標として用いた6項目は、作業の必要に駆られて採用したものであるが、ホームページを用いて主題情報を提供するためのガイドラインに通ずるのではないだろうか。

課題解決型の主題情報提供サービスは、専門的な蔵書構成・商用データベース・主題専門職との連携を前提することが多い。このことは、都道府県立図書館や政令指定都市立の中央図書館＝「拠点館での来館利用」が暗黙の前提となっている。しかしながら日常、図書館に来館しない（できない）利用者にも、拠点図書館の課題解決サービスを認識・利用してもらうためには、主題情報の提

供に必要な要件を具備した図書館ホームページの整備が必要である。

法情報については特に、公共性の高い情報であるから、誰でもが容易にアクセスできる態勢を、整えることが望ましい。

本調査では、詳細なリンク採取までは実現した。今後は採取ページを分析し、実際に採り上げている法的課題を列挙してモデルとなるページを提示することや、他館の参考とすべく採取データ自体の公開などを想定している。また、法情報提供に当たっての都道府県立図書館の役割の考察、また中小規模の公共図書館での法情報提供サービス展開の方向性を、探っていきたい。

引用文献

- (1) リテリス：保健・医療系図書館員「みんなで作る」デスクトップ
<http://plaza.umin.ac.jp/~literis/> [2015.4.30 確認]
- (2) 日置将之「国内の公共図書館における法情報提供サービス」『カレントアウェアネス』No.305(2010.9), pp.2-4.
- (3) 吉田倫子「医療情報から法情報へ―課題解決サービスの最前線で」『図書館評論』通号50(2009.7), pp.44-54.
- (4) 文部科学省「「図書館海援隊」参加図書館一覧（参加図書館 平成25年12月11日現在）」の項目「法務情報」。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kai-entai/1290067.htm [2015.4.30 確認]
- (5) 文部科学省「「図書館海援隊」参加図書館 主な取組内容（概要）（平成22年2月8日現在）」の項目「法務情報」。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kai-entai/_icsFiles/afield-file/2010/02/09/1290062_1.pdf [2015.4.30 確認]
- (6) 法テラス「【プレスリリース】文科省「図書館海援隊プロジェクト」との連携開始について」
http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/220511.html [2015.4.30 確認]
- (7) 日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城 文責・鈴木健太郎）「法テラスと図書館の新たな試み―被災地における取り組み」『図書館雑誌』Vol.106, No.11(2012.11), pp.788-789.

学校図書館における貸出記録管理の現状および教員・図書館担当者・図書委員

の意識

稲富明子†

† 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科

ainatomi@klis.tsukuba.ac.jp

抄録

本研究の目的は、学校図書館担当者・学級担任を持つ国語科教諭・生徒図書委員に対する質問紙調査とその比較分析を通じて、学校図書館における貸出記録管理の特徴と課題を明らかにすることである。調査の結果、次の4点が明らかとなった。(1)教員や他の生徒に自己の貸出記録を知られたくないと考える生徒図書委員が少なくない、(2)多くの生徒図書委員は、業務を通じて他の生徒の貸出記録を知ることができる状況にある、(3)貸出記録の取扱いに関する指導の有無について、学校図書館担当者と生徒図書委員の認識にギャップが見られる、(4)教員は貸出記録の利用にあたり、生徒の意思を確認する必要があるとの考えが希薄である。

1. はじめに

すべての館種の図書館において、利用者プライバシーの保護は重要な課題である。しかし学校図書館では、教員が生徒の図書館利用情報にあたる貸出記録を生徒に無断で閲覧しているとの報告がある¹⁾。これは生徒のプライバシーの侵害と考えられる一方、学校図書館が学校という教育機関の一部であることから、貸出記録を生徒の指導のために用いることに積極的な意見もみられる²⁾。学校図書館における貸出記録管理の在り方を考えることは課題といえよう。

学校図書館における貸出記録管理に関しては、山口真也が研究を行っている。山口は過半数の学校図書館において貸出記録の保管が行われていること、貸出記録を閲覧する教員が少なくないことなどを明らかにしている³⁾⁴⁾。山口はまた、ほぼ7割の学校図書館で生徒図書委員が貸出業務を通じて他の生徒の貸出記録を知る機会があると示し、図書館担当者は生徒図書委員が個人情報保護の理念を理解できるよう働きかける必要があると主張している⁵⁾。

これらの一連の研究は学校図書館担当者もしくは教員を対象に行われており、学校図書館の利用者である生徒の貸出記録に対する意識については明らかにしていない。学校図書館におけ

る貸出記録の管理についてより多面的な考察が必要であると考えらる。

そこで本研究では、学校図書館における貸出記録の管理に対する教員・学校図書館担当者・生徒図書委員の意識を調査し、比較分析することによって、学校図書館における貸出記録管理の特徴と課題を明らかにすることを目的とする。なお、本研究では、貸出記録を個人と借りた本の書誌事項を特定するための記録と定義する。

2. 学校図書館における貸出記録管理の観点

学校図書館における貸出記録管理の観点として、(1)貸出記録の保管、(2)貸出記録の利用、(3)貸出記録を取り扱う者という3つを設定する。

(1) 貸出記録の保管については、『図書館の自由に関する宣言』⁶⁾および『学校図書館の貸出をのばすために望ましい貸出方式が備えるべき五つの条件』(貸出五条件)⁷⁾に規定がある。しかしながら学校図書館においては「教育的配慮」に名をかりた読書の自由の規制⁸⁾が存在すること⁹⁾、貸出五条件を知っている学校図書館担当者が半数に満たないこと⁹⁾が指摘されている。こうしたことから、学校図書館現場では、ガイドラインに基づいた統一的な貸出記録の管理が行われにくいと考えられる。

(2)貸出記録の利用については、貸出記録の目的外利用および外部漏洩の禁止に着目する。『貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準』¹⁰⁾では、貸出記録の目的を資料管理に限定し、貸出記録の目的外利用や外部漏洩を防ぐための対策が必要であると定める。一方、学校図書館については、学校の教育目的のために貸出記録を利用できるか、学校組織は学校図書館の「外部」にあたるかについて見解が分かれている。さらに学校図書館における貸出記録の利用を考える際には貸出記録の本人である児童生徒の意識が重要となると思われるが、現在、児童生徒の意識は明らかでない。

(3)貸出記録を取り扱う者については、生徒図書委員に着目する。先述の通り、生徒図書委員は貸出業務を通じて他の生徒の貸出記録を知る機会を持つとの報告がある。貸出記録の保護という観点から、生徒図書委員の在り方を検討する必要がある。

これらの観点をもとに質問紙調査の実施・分析を行い、学校図書館における貸出記録管理の特徴と課題を考察する。

3. 質問紙調査の概要

3.1.調査方法

質問紙調査の対象は、全国の公立・私立の中等教育学校および併設型中学校・高等学校全353校に在籍する学校図書館担当者、学級担任を持つ国語科教諭（以下、教員と記す）、生徒図書委員である。

2013年10月11日に、対象校に対して3種類の質問紙を1部ずつ郵送した。その結果、2014年1月28日までに156校から回答を得た。回答数・有効回答数を第1表に示す。

表1 質問紙の回答数および有効回答数

なお、学校図書館担当者に対する質問紙と教

	回答数 (%は回収率)	有効回答数 (%は有効回答率)
図書館担当者	153 (43.3%)	147 (41.6%)
教員	145 (41.1%)	140 (39.7%)
生徒図書委員	141 (39.9%)	133 (37.7%)

員に対する質問紙の回答者が同一であった場合

は、教員に対する質問紙への回答のみを有効回答とした。

質問紙の構成を述べる。学校図書館担当者を対象とした質問紙は、学校図書館の特徴や貸出記録の管理方法を尋ねる質問が5問、教員や生徒とのコミュニケーションと回答者の意識を尋ねる質問が7問、回答者の属性や貸出記録の管理に関する意見を尋ねる質問が6問の計18問である。教員に対する質問紙は、学校図書館や貸出記録の利用状況を尋ねる質問が5問、貸出記録の利用に対する意識を尋ねる質問が6問、回答者の属性や学校図書館に対する意見を尋ねる質問が6問の計17問である。生徒図書委員に対する質問紙は、図書委員の業務内容や他の生徒の貸出記録の把握の有無を尋ねる質問が7問、他者に自分の貸出記録を知られることに対する意識を尋ねる質問が6問、回答者の属性や図書委員業務に対する意見を尋ねる質問が7問の計20問である。

3.2.回答校及び回答者の属性

学校図書館担当者に対する「勤務されている学校の種類をお答えください」という設問への回答から学校図書館の種別を見ると、比率の高い順から、併設型中学校・高等学校で共用の図書館(65件, 44.2%)、中等教育学校図書館(39件, 26.5%)、高等学校図書館(28件, 19.0%)、中学校図書館(11件, 7.5%)となった。

次に、回答者の属性を述べる。学校図書館担当者については、「現在お勤めの学校で、あなたはどのような立場で図書館を担当していますか?」と尋ねた。結果は図書館担当職員(学校司書)が81名(55.1%)、司書教諭が26名(17.7%)、司書教諭資格を持たない図書館担当の教員が22名(15.0%)であり、過半数が学校司書である。「現在お持ちの、教員・図書館職員に関わる資格を選択肢からすべてお選びください」という問いに対しては、司書資格保有者が92名(62.6%)、司書教諭資格保有者が64名(43.5%)であった。司書資格、司書教諭資格のどちらも持たない図書館担当者は28名(19.1%)であり、学校図書館担当者の8割以上は司書資格または司書教諭資格を持つ。さらに、司書教諭資格を持ち、学校司書として働いている者がいることが推察される。

教員については、「お持ちの図書館に関する資格を選択肢からすべてお選びください」と尋ねた。司書教諭資格保有者は48名(34.3%)、司書資格保有者は8名(5.7%)であった。司書教諭資格と司書資格のどちらも持たない教員は87名(62.1%)と過半数を占めた。教員は必ずしも学校図書館に関する知識を持たないといえよう。

生徒図書委員については、「図書委員になるのは何回目ですか？」と尋ねた。その結果、「今回が初めて」という回答は18名(13.5%)であった。多くの回答者は既に図書委員の経験があり、図書委員の業務内容を理解していると思われる。

4. 貸出記録管理の現状および回答者の意識

4.1. 学校図書館担当者の回答

「勤務されている学校図書館では、生徒の貸出記録を、資料が返却された後も保管していますか？」という問いに対して「している」と回答したのは127校(86.4%)に上った。これらの学校に「資料の返却後、どのくらい記録を保管していますか？」と貸出記録の保管期間を尋ねたところ、「生徒の卒業まで」(87件, 59.9%)が最多となった。

教員による貸出記録の利用に関して、「あなたは生徒の貸出記録を、図書館を担当していない教員に開示できるようにすべきだと思いますか？」と尋ねたところ、「そう思わない」、「全くそう思わない」という回答が89件(60.5%)となり、多くの回答者は否定的な立場を示した。

「あなたは図書委員に対して、次のような指導をしたことがありますか？」と貸出記録の取扱いに関する指導の経験の有無を尋ねた。具体的な指導内容として「図書委員でない人に本の貸し出しの仕事を任せてはいけない」、「誰がどんな本を読んだか、他の人に教えてはいけない」、「誰がどんな本を読んだかわかっても、そのことでその人をからかったりしてはいけない」の3項目を想定した。その結果、全ての項目において、過半数が指導経験が「ある」と回答した。

4.2. 教員の回答

「図書館の貸出記録を用いて、生徒がどんな本を借りたか見たことはありますか？」という設問に対して「ある」という回答は30件(21.4%)、「ない」という回答は109件(77.9%)であった。

「ある」と答えた教員に「どのような手順で見ましたか？」と尋ねると、最多は「図書館担当者の許可を得て」(20名, 66.7%)であり、「生徒本人の許可を得て」を選択した教員はいなかった。一方、「ない」と答えた教員に対して、「見えていない理由は何ですか？」と尋ねたところ、最多は「そもそも見ようと思わない」(68件, 62.4%)であった。貸出記録の閲覧が生徒のプライバシーの侵害になるとの記述も見られたものの、ここでも「生徒本人の許可が得られなかった」を選んだ教員はいなかった。貸出記録を閲覧するかどうかの判断にあたり、生徒本人の意思は確認されていないとみられる。

4.3. 生徒図書委員の回答

「他の生徒がどんな本を借りているか、図書委員の仕事をしていてわかることがありますか？」という設問に対して、103名(81.2%)が「ある」と回答した。さらにこれらの回答者に「どのような仕事をしているときですか？」(複数回答)と尋ねたところ、88名(85.4%)が「他の生徒への図書の貸出」を挙げた。多くの生徒図書委員が貸出業務を通じて他の生徒の貸出記録を知ることができるという状況が確認された。

生徒図書委員に対して、学校図書館担当者、クラス担任の教員、他の生徒に「あなたが学校図書館でどんな本を借りたか知ってほしいですか？」と尋ねたところ、学校図書館担当者に対しては「ぜひ知ってほしい」、「できれば知ってほしい」という肯定的意見が21件(15.8%)、「できれば知られたくない」、「絶対に知られたくない」という否定的意見が8件(6.1%)であった。一方、クラス担任の教員に対しては肯定的意見が7件(5.3%)、否定的意見が30件(22.6%)であり、他の生徒に対しては肯定的意見が7件(5.3%)、否定的意見が35件(26.3%)となった。学校図書館担当者に自己の貸出記録を知られることの抵抗は少ないものの、教員や他の生徒に対しては、それぞれ2割を超える生徒図書委員が貸出記録を知られたくないと感じている。

学校図書館担当者に対して指導経験を尋ねたときと同じ3項目について、「図書委員の仕事をするにあたり、図書館を担当している先生から次のような指導を受けたことはありますか？」と尋ねた。「図書委員でない人に貸出業務を任せ

てはいけない」では「ある」という回答が 67 件(50.4%)と、学校図書館担当者の回答と同様の割合を示した。一方、「誰がどんな本を読んだか、他の人に教えてはいけない」、「誰がどんな本を読んだかわかっても、そのことでその人をからかったりしてはいけない」について指導を受けた経験が「ある」と答えたのはそれぞれ 3 割未満であり、学校図書館担当者の回答との間にギャップがみられた。

5. 結論

これまでの調査結果の分析から、学校図書館における貸出記録管理の特徴と課題について、次の 4 点が指摘できる。

(1) 教員や他の生徒に自己の貸出記録を知られたくないと考える生徒図書委員が少なくない。その一方で、学校図書館担当者に貸出記録を知られることへの生徒図書委員の抵抗は少ない。学校図書館担当者以外の教員、生徒に貸出記録を知られないように一定の配慮が求められる。

(2) 多くの生徒図書委員は、業務を通じて他の生徒の貸出記録を知ることができる状況にある。これを(1)と合わせて考えると、生徒図書委員が貸出業務を行うことに生徒が抵抗感を持つことも予想され、生徒図書委員が他の生徒の貸出記録に極力触れないように図書委員業務を見直すことが求められる。

(3) 貸出記録の取扱いについて指導を実施したとする図書館担当者の認識とそうした指導を受けていないとする生徒図書委員の認識にはギャップが見られる。全ての生徒図書委員が貸出記録の適切な取扱いを理解できるよう指導することが求められる。

(4) 教員は貸出記録の利用にあたり、学校図書館担当者からの許可を得る必要性は認識しているが、生徒の意思を確認する必要があるとの考えが希薄である。一方学校図書館担当者は、教員が生徒の貸出記録を閲覧することに批判的傾向が強い。貸出記録の取扱いに関して、教員と学校図書館担当者との相互理解が求められる。

以上より、貸出記録の管理については、教員と学校図書館担当者、生徒図書委員間に認識のギャップが存在し、貸出記録の取扱いに対する教員の理解を深め、生徒の貸出記録に対する認識を貸出記録管理にどのように反映させていく

かが課題となっているといえる。こうした点を踏まえ学校図書館担当者は、貸出記録の管理に関するルールを確立し、貸出記録に関わる図書委員の業務を見直すことが必要である。

引用文献

- 1) 山口真也「学校図書館と「図書館の自由」貸出記録の目的外使用問題を中心に」『現代の図書館』Vol.42, No.3, 2004, p. 164-171.
- 2) 黒澤浩「学校図書館を基礎とした読書指導」『聖学院大学図書館情報学研究』No.4, 2008, p.1-53.
- 3) 山口真也「学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査：学校図書館問題研究会・全国抽出アンケート調査の報告」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』Vol.12, No.2, 2008, p.39-77.
- 4) 前掲 1).
- 5) 山口真也「個人情報保護制度と学校図書館活動-貸出記録の教育的利用・貸出記録の返却時消去・図書委員による貸出の是非をめぐって-」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』2008, Vol.13, No.1, p.23-54.
- 6) 日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」『日本図書館協会』<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>, (参照 2015-04-20).
- 7) 学校図書館問題研究会「貸出五条件」『学校図書館問題研究会』<http://gakutoken.net/opinion/1988rental/>, (参照 2015-04-20).
- 8) 日本図書館協会図書館の自由委員会「宣言の解説」『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説 第 2 版』日本図書館協会, 2004, p.21-22.
- 9) 前掲 3).
- 10) 日本図書館協会「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」『日本図書館協会』<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/privacy/kasidasi.html>, (参照 2015-04-20).

教科・単元に関連した図書を自動収集する試み

—中学社会地理的分野を対象として—

宮田玲[†] 浅石卓真^{†‡} 矢田竣太郎[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科 ^{†‡} 愛知淑徳大学人間情報学部

[†]{rei, shuntaroy}@p.u-tokyo.ac.jp ^{†‡} tasaishi@asu.aasa.ac.jp

本稿では、教科・単元と主題的に関連した図書を自動的に判定する分類器を構築し、その性能を評価した結果を報告する。中学社会の地理的分野 2 単元（世界地理／日本地理）を対象として、書名形態素および NDC を訓練時の素性として利用した。実験データを用いて、4 種類の機械学習手法を比較した結果、ランダムフォレストを用いた分類器が最も高い分類正解率（約 90%）を達成した。また実際の蔵書データ（26,425 冊）に本手法を用いたところ、世界地理の図書が 1,527 冊、日本地理の図書が 1,394 冊収集され、それらの精度は約 45%であった。

1 はじめに

近年、学校図書館には教員サポート機能が一層求められており、とりわけ教科指導のサポートにおいては、授業で利用する図書の提供は重要である。例えば、「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」では、教員サポートの具体的な取り組みとして「教員向けのレファレンスや、授業で使う教材・資料の取寄せサービスを実施すること」「地域の公共図書館や他校の学校図書館に加え、教育センターとの資源共有・物流のシステムを構築すること」を挙げている¹。

これまで授業で使える図書を用意する取り組みは少なからずなされてきており、それらは大きく、(i) 事前に授業で使える図書を選定しリスト化しておく^{2 3 4 5}、(ii) 図書を利用した授業実践例を収集してデータベース化しておく⁶、という 2 つに分けられる。

これらの取り組みでは、授業で使える図書を、一般的な書誌情報に加えて、主に以下の項目（本稿ではこれらをまとめて「教材情報」と呼ぶ）に着目して収集・整備してきた⁷。

- 教科・単元（どの教科・単元に関連しているか）
- 難易度（どのくらい難しいか）
- 利用法（どのように教材として使えるか）
- 利用履歴（どのように教員が使ったか）
- 推薦履歴（どのように推薦されたか）
- 社会的評判（どのように評価されているか）

しかし、従来の取り組みでは、基本的に人手で教材情報を付与しながら図書リスト・データベースを作成しているため、多大な手間がかかる。さら

に、自館や周辺図書館の蔵書の中でどのような図書が使えるかを直接提示できるわけではないという問題点がある。これに対し筆者らは、教材情報を効率的に自館及び周辺図書館の蔵書に付与し、学校図書館職員による教員への図書推薦を支援するシステム *BookReach* を構想・開発している⁸。

本研究では上述の教材情報の中でも教科・単元に注目する。授業における図書活用のニーズが高い中学社会の地理的分野 2 単元（世界地理／日本地理）と主題的に関連した図書を自動的に判定する分類器を機械学習により構築し、その性能を評価した。さらに、構築した分類器を使って実際の学校図書館の蔵書データから自動収集した図書が、教科・単元に関連しているかを人手評価により検証した。

2 関連研究

近年様々な分類タスクに機械学習手法が応用されている。特にテキスト分類の分野では、数多くの研究が報告されており⁹、また Reuters のコーパスを元にベンチマークとなるテストセットが構築されている¹⁰。

図書館情報学分野では、図書に NDC を自動的に付与する研究¹¹や、ウェブ上の文書に対して、LCC 分類カテゴリーを付与する研究¹²、PDF 文書が学術論文であるかを判定する研究¹³など盛んに行われており、機械学習手法の有効性が示唆されている。

筆者らが調べた限りでは、図書を教科・単元別に分類するタスクを設定しているものは見つから

なかった。また、これまでの自動分類の研究は実験データを用いた構築・評価実験に留まりがちで、その後の実運用上の成果が見えにくい。本研究では、構築した分類器を実際の蔵書データに適用し、教科・単元に関連する図書の収集・評価まで行う。

3 分類器の構築と評価

学習指導要領¹⁴を参考に中学社会（地理的分野）を「世界の様々な地域（世界地理）」と「日本の様々な地域（日本地理）」の2つの単元に分けた。本研究では、図書が「地理的分野」か「それ以外」かを判定する分類器（地理分類器）と、さらに「地理的分野」の図書を対象に「世界地理」か「日本地理」かを判定する分類器（単元分類器）を構築し、それぞれの分類性能を評価した。

3.1 実験データの作成

まず、地理的分野に関連した図書を、「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」¹⁵から555冊、授業用の図書を紹介している書籍『学校図書館発 育てます！ 調べる力・考える力：中学校の実践から』¹⁶から171冊収集した。さらに、学校図書館職員2名（現職及び経験者の各1名）と社会科教員2名に対するアンケート¹⁷により、623冊の世界地理及び日本地理に関する図書を収集した。これら合計1,349冊のデータには既に人手によって単元が付与されており、ここから地理的分野の図書を600冊（世界地理300冊、日本地理300冊）をランダムで抽出した。一方、地理的分野に関連のない図書データとして、A大学附属中等教育学校の学校図書館の蔵書（合計26,425冊）をランダムに並べ替え、地理的分野に関連のないと思われる図書を筆者らが手作業で600冊選定した。以上、合計1200冊の図書データを、訓練データ及び評価データとして用いた。

3.2 分類器の構築

比較的容易に取得できる書誌情報のうち、書名とNDCが主題情報を反映している。そこで機械学習の訓練に用いる素性とその組み合わせは、以下の4通りとした。

All&NDC 書名形態素（全品詞）・NDC

All 書名形態素（全品詞）

Noun&NDC 書名形態素（名詞のみ）・NDC

Noun 書名形態素（名詞のみ）

書名の形態素では、全品詞を利用するだけでなく、特に主題に関わる名詞のみを利用することで、比較を試みる。NDCは第3次区分（要目表）までを利用した。これは、本研究で対象とする世界地理と日本地理の区別が、NDCにおいては第2次区分「29 地理・地誌・紀行」の下位、すなわち第3次区分レベルでなされるためである。

以上の実験データと素性の組み合わせを用いて、サポートベクトルマシン（SVM）、チューニング済みサポートベクトルマシン（SVM-T）¹⁸、ランダムフォレスト（RF）、バギング（BA）の4種類の機械学習手法¹⁹による自動分類器をそれぞれ構築し、評価を行った。

3.3 実験結果

10分割交差検定により、分類正解率（「正しく分類できた図書数」を「全ての図書数」で除した値）を算出したところ、地理分類器、単元分類器についてそれぞれ表1、2に示す結果となった（表中の単位はいずれも%）。とりわけ書名形態素（全品詞）・NDCを用いたRF分類器の性能が、地理分類器では90.5%、単元分類器では88.7%と、最も高い性能が確認できた。また、RF及びSVM-Tについては、書名形態素情報のみでも90%近い値が出ており、文庫本や雑誌などNDCの付与を前提としない図書にも本手法は有効であるといえる。

ただし、訓練データにほとんど出現しない低頻度の書名形態素が分類エラーの主な原因となっていた。例えば、世界地理に関連した図書『マダガスカル』（M.M. ロジャース、国土社、1991）は、「地理以外」と判定されたが、これは訓練データ中に「マダガスカル」という語が一度も出現していないことが原因とみられる。

	All&NDC	All	Noun&NDC	Noun
SVM	71.8	60.4	71.6	60.3
SVM-T	89.8	89.7	85.0	86.1
RF	90.5	90.4	85.2	84.3
BA	79.8	81.5	74.2	75.2

表1: 地理分類器の分類正解率

	All&NDC	All	Noun&NDC	Noun
SVM	77.0	82.7	77.0	76.0
SVM-T	85.2	87.8	85.3	88.2
RF	88.7	87.3	88.2	87.3
BA	85.3	81.3	84.0	78.2

表2: 単元分類器の分類正解率

4 蔵書からの関連図書収集と人手評価

4.1 評価手順

上記データで訓練した RF による地理分類器を A 大学附属中等教育学校の学校図書館の蔵書 26,425 冊に適用すると、2,931 冊の地理的分野の図書が収集された。さらに単元分類器を適用することで、最終的に、世界地理 1,537 冊、日本地理 1,394 冊の図書が収集された (図 1)。

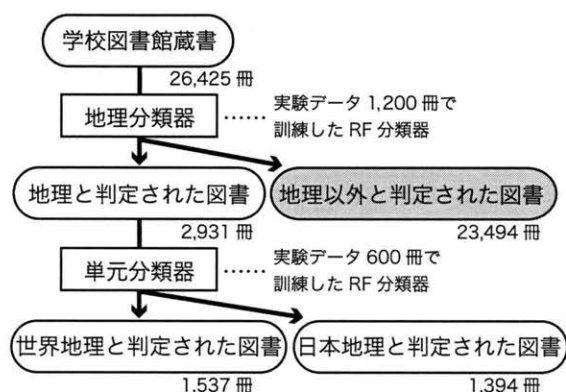


図 1: 単元に関連した図書の自動収集

続いて、収集された図書が実際にその教科・単元に関連しているかを人手評価により検証した。評価は大学図書館職員 (評価者 A) と学校図書館職員 (評価者 B) の 2 名に依頼した。

評価に際しては、図書の書誌情報 (書名、副書名、NDC、著者、出版社、出版年) を提示した上で、「世界地理に関連するか否か」「日本地理に関連するか否か」を独立に判断するよう依頼した。またいずれの単元とも判断できない場合は「判断不可能」とするよう指示した。実際の図書館業務場面を想定して、必要以上に時間をかけることなく、なるべく提示された書誌情報を中心に判断するよう指示した。

4.2 評価結果

評価結果は以下の通り類型化できる。

- 単元が「判断可能」な図書
 - － 自動収集結果が「正解」である
 - － 自動収集結果が「不正解」である
- 単元が「判断不可能」な図書

なお地理分類器における「正解」とは「少なくとも世界地理か日本地理の一方に関連している」場合を指し、「不正解」とは「世界地理、日本地理のいずれにも関連していない」場合を指す。また単

元分類器における「正解 (不正解)」とは「その単元に関連している (いない)」場合を指し、もう一方の単元に関連しているか否かは問わない。

結果を表 3 に示す (単位は冊数)。角括弧内の A, B はそれぞれ、評価者 A, B である。丸括弧内の数値は合計冊数 (地理 2,931 冊, 世界地理 1,537 冊, 日本地理 1,394 冊) に占める割合 (%) である。

	正解		不正解		判断不可能	
地理 [A]	1394	(47.6)	1230	(42.0)	307	(10.5)
地理 [B]	1341	(45.8)	1081	(36.9)	509	(17.4)
世界地理 [A]	751	(48.9)	632	(41.1)	154	(10.0)
世界地理 [B]	758	(49.3)	534	(34.7)	245	(15.9)
日本地理 [A]	615	(44.1)	626	(44.9)	153	(11.0)
日本地理 [B]	567	(40.7)	563	(40.4)	264	(18.9)

表 3: 人手評価結果

全体的には、精度 (「正解」の割合) ²⁰ は約 40-50% と、3.3 で示した結果より大きく下がった。これは、訓練データが適用先の蔵書データと異なることによると考えられる。特に訓練データ (3.1 参照) には、歴史系の図書も多く含まれていたため、「～の歴史」という書名の書籍が多く抽出され、それらは地理的分野に関連しないと判断されることが多かった。また『少年少女のための日本名詩選集』(萩原昌好/編, あすなろ書房, 1986) や『絵でわかる細胞の世界』(黒谷明美, 講談社, 2001) のように、「日本」「世界」といった形態素が書名に含まれるものが多く抽出されたが、それらは必ずしも地理に関連するわけではなかった。

一方で、正解事例を見ると、例えば NDC において 750 (工芸) である『図説日本の伝統工芸』(小山和/編, 河出書房新社, 1993) や 818 (方言・訛語) である『都道府県別全国方言辞典』(佐藤亮一/編, 三省堂, 2009) が抽出されている。直接地理に関連する NDC の第 2 次区分「29 地理・地誌・紀行」ではない図書をいわば発見的に収集できることは、本手法の大きな利点である。

また最後に、評価者 A は 10.5%, 評価者 B は 17.4% の図書について単元の判断ができなかったことや、『日本の食文化体系』(平野雅章, 東京書房社, 1982) や『「風と共に去りぬ」のアメリカ』(青木富貴子, 岩波書店, 1996) など評価者間で判断が割れた図書も少なくないという結果から、図書への教科・単元情報の付与は、一般的な書誌事項を参照するだけでは難しく、当該図書のより詳細な情報や実物を確かめながら判断すべき高度な作業であることが確認された。

5 結論と課題

本研究では、教科・単元への図書分類に機械学習による自動分類手法の適用を試みた。実験的な環境ではRF分類器において約90%の分類正解率が達成され、実際の蔵書データを用いた予備的な収集タスクにおいても、約45%の精度が確認できた。現段階の性能では、自動収集された図書リストをそのままの形で検索等の利用に供するのは難しいが、教科・単元情報を蔵書に付与するという観点からは、自動収集の結果を手で修正することで作業の効率化が図れるだろう。

分類性能の向上は引き続き課題である。とりわけ書名形態素に、tf-idfや教科書の索引語情報を用いつつ適宜重みを付与することで、低頻度語に対応したり、「世界」「日本」といった頻出語の影響を抑えたりすることが有効だろう。また今回NDCの素性にも重み付けをしなかったが、人手により主題的に分類された結果であるNDCをより重視した形で分類器を訓練することで性能の向上が期待できるだろう。

今後は対象教科・単元を順次拡張する一方で、本研究の手法を難易度情報の付与にも応用していく。最終的には、現在開発中のBookReachにこれらの教材情報を自動的に付与する機能を組み込むことが目標である。

謝辞

本研究は2014年度日本図書館情報学会研究費助成(研究課題:学校図書館による教員サポートを促す図書推薦システムの開発と評価)の支援を得て行われました。またデータ構築及び評価にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

注

- 1) 文部科学省“これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)” http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373_1.pdf (アクセス日 2015-4-18)
- 2) りかぼん編集委員会『りかぼん 授業で使える理科の本』少年写真新聞社, 2012, 127p.
- 3) 鎌田和宏, 中山美由紀『先生と司書が選んだ調べるための本: 小学校社会科で活用できる学校図書館コレクション』少年写真新聞社, 2008, 159p.
- 4) 河西由美子, 塩谷京子, 藤田利江ほか“学校図書館活用を促す教員向け探究型学習パッケージの開発”『第57回日本図書館情報学会研究大会発表要綱』2009, pp.77-80.
- 5) 図書館流通センター (TRC) による学校用書誌検

索・発注システム TOOLi-S (http://www.trc.co.jp/school/tooli_s.html) が授業向け図書の大規模な商用データベースとして挙げられる。(アクセス日 2015-4-18)

- 6) 東京学芸大学学校図書館運営専門委員会“先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース” <http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/htdocs/> (アクセス日 2015-4-18)
- 7) 宮田玲, 矢田竣太郎, 浅石卓真“学校図書館による教員サポートのための図書推薦支援システム”『生涯学習基盤経営研究』No.39, 2015, pp.61-72.
- 8) 本システムのコンセプト・システム構成・想定利用ケースについては *Ibid.* を参照されたい。本稿で示す自動分類器の構築・評価についても簡単に紹介している。
- 9) Sebastiani, F. “Machine Learning in Automated Text Categorization,” *ACM Comput. Surv.* Vol.34, No.1, 2002, pp.1-47.
- 10) Lewis, D. D., Yang, Y., Rose, T. and Li, F. “RCV1: A New Benchmark Collection for Text Categorization Research,” *Machine Learning Research.* Vol.5, 2004, pp.361-397.
- 11) 石田栄美, 宮田洋輔, 神門典子, 上田修一“目次と帯を用いた図書の自動分類”『情報処理学会研究報告 (DD)』Vol.2006, No.33, 2006, pp.85-92.
- 12) Pong, J., Kwok, R., Lau, R., Hao, J.-X. and Wong, P. “A Comparative Study of Two Automatic Document Classification Methods in a Library Setting,” *Journal of Information Science.* Vol.34, No.2, 2008, pp.213-230.
- 13) 石田栄美, 安形輝, 宮田洋輔, 池内淳, 上田修一“構造と構成要素に基づく学術論文の自動判定”『日本図書館情報学会誌』Vol.60, No.1, 2014, pp.18-34.
- 14) 文部科学省“中学校学習指導要領解説社会編” http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/10/01/1234912_003.pdf (アクセス日 2015-4-18)
- 15) 東京学芸大学学校図書館運営専門委員会, *op. cit.*
- 16) 遊佐幸枝『学校図書館発 育てます! 調べる力・考える力: 中学校の実践から』少年写真新聞社, 2011, 144p.
- 17) 具体的には, 「世界地理」「日本地理」のレポート課題などで使用できる図書, 授業内容に興味を持った生徒に薦めた図書(薦められる図書), 教員自身の教材研究で使用できる図書などを各単元それぞれ最低20冊ずつ挙げるよう依頼した。
- 18) 訓練データを用い, 10分割交差検定によりパラメータのチューニングを行い, 最適なモデルを使用した。
- 19) Hastie, T., Tibshirani, R. and Friedman, J. *The Elements of Statistical Learning: Data Mining, Inference, and Prediction.* Second Edition, New York, Springer, 2009, pp.241-249.
- 20) 全蔵書を人手で評価することが困難であったため, 本稿では精度のみを報告する。しかし, 自動分類器がどの程度漏れなく図書を収集できているかは重要であるため, 今後は評価指標として再現率も考慮していくことが求められる。